

第1図 昭和59年度 平城宮跡発掘調査地点図

昭和59年度 平城宮跡発掘調査地一覧

調査次数	調査地区	面積㎡	調査期間	備考	発掘担当者
155	南面大垣東端地区	3,100	'84.3.29 - 7.5		山崎 信二
157	推定第一次朝堂院地区東南隅	2,750	'84.7.9 - 11.1		松本 修自
159	内裏東方官衙地区	90	'84.7.13 - 7.25		花谷 浩
161	第二次朝堂院東第一堂	2,700	'84.10.1 - 12.26		山岸 常人
163	第二次朝堂院朝庭北東部分	4,100	'85.1.8 - 4.2		巽 淳一郎
※156-19	推定大膳職地区	23	'84.9.28 - 10.1	野村 芳一宅	高瀬 要一
※-5	馬寮地区北方	24	'84.4.24	戸尾 正雄宅	寺崎 保広
※-20	〃	21	'84.10.8 - 10.11	河合 浩司宅	佐藤 信
※-29	〃	18	'85.1.9 - 1.11	福井 定嗣宅	杉山 洋
-31	御前池南岸	77	'85.1.28 - 2.2	奈良市	本中 真
-3	北面大垣	54	'84.4.4 - 4.9	米沢 弘次宅 友清ツェ	寺崎 保広
※-13	〃	6	'84.7.6 - 7.7	喜多 慶之宅	橋本 義則
※-24	西面大垣	4	'84.11.2	奈良市	山本 忠尚
※-7	平城宮北方遺跡(宮外)	16	'84.5.15 - 5.16	村田 晴夫宅	宮本長二郎
※-12	〃	5.3	'84.7.5 - 7.6	塚本宗治郎宅	花谷 浩
※-16	〃	9	'84.7.27 - 7.28	村田 達治宅	毛利光俊彦
※-30	〃	10	'85.1.10 - 1.11	渡辺 正興宅	上野 邦一

※は本文には収録せず。巻末「その他の発掘調査一覧」参照。

### はじめに

平城宮跡発掘調査部では、平城宮周辺の条坊遺構の解明や南面大垣復原整備などに伴い、宮南辺部において、大垣や条坊遺構を確かめるための調査（第32次・第130次・第143次）と、南面大垣に開く門の調査（朱雀門：第16次、壬生門：第122次、若犬養門：第133次）を行ってきた。今回も南面大垣東端部の復原整備に先立つ調査である。調査は、南面大垣・南面大垣北側の溝・二条大路北側溝の三者を一体として把握することを主要な目的として、東西90m、南北30mの東西に細長い発掘区を設定し、さらに発掘区西端では、二条大路路面と二条大路南側溝及び左京三条一坊の北面築地を調査するため、幅10mで発掘区を南へ32m拡張した。また発掘区東端では第32次と第32次補足調査との間に挟まれた大垣が市道と重なり未調査であったため、幅6mで発掘区を東へ33m拡張した。この発掘区東端拡張区は、第32次及び第32次補足調査の発掘区と一部重複している。発掘区西端と東端は、宮の南面東門である壬生門の心から約117mと240mの位置にある。調査面積は約3100㎡で、調査は昭和59年3月29日に開始し、7月5日に終了した。

### 遺 構

検出した主な遺構には、南面大垣・南面大垣北側の溝・二条大路とその南北両側溝・南北溝5条・左京三条一坊の北面築地などがある。

**南面大垣 S A 1200** 南面大垣 S A 1200は、大垣本体の版築築土部分、犬走りの版築築土部分、犬走り部にある鋸歯状の掘込地業 S X 9494・S X 9495、東西方向の柱穴列 S S 9496・S S 9497・S S 9489・S S 11645・S S 11647と東西細溝 S D 9488により構成される。

大垣本体の版築築土は、発掘区西端から東へ89mにわたって検出できたが、それ以東は後世の削平によって消失している。発掘区西端から東65mの部分で、大垣築土は現在の水路によって一度断ち切られ、水路以西では築土が厚さ0.3m残るが、水路以東では厚さ0.1mしか残らず、後世の削平によって東へしだいに薄

くなり、やがて消失する。大垣は本体の版築築土の幅が2.7mで、礫混り黄褐色砂質土又は黄灰色砂質土と、茶色又は紫色をおびる粘質土を互層につき固めている。版築の一層分の厚さは2～3cmから6cm、残存版築0.3mの厚さで、12層前後に区分できる。一層分の版築は築地幅の端から端まで通るものではなく、1mから2m幅でブロック状の築成状態を示す。

犬走りの版築築土は、大垣北側のみ残存し、南側は後世の削平により消失している。大垣北側の犬走り版築築土は、発掘区西端から48m以東65mまでは厚さ0.1～0.2mが残存するが、他の部分は2～3cmの厚さしか残らず、完全に削平され消失した部分も多い。0.2mほど残存する部分では、3層に区分でき、一層分の厚さは築地本体の版築よりやや厚めに築成されている。

犬走り部にある鋸歯状の掘込地業S X 9494・S X 9495は、最大幅1.1m、最小幅0.3mで、後述の柱穴列S S 9496・S S 9497を避けるように平面的に凹凸を設けて掘込地業を行っている。

東西方向の柱穴列S S 9496・S S 9497・S S 9489・S S 11645・S S 11647は三種に分類できる。S S 9496・S S 9497は、大垣本体の築土の端から北・南側それぞれ0.1mの位置にある。東西の柱間の間隔は、1.8m 3間分、1.9～2.2m 4間分、2.4～2.8m 7間分、3m 4間分、3.3m 1間分であって、柱間間隔が不揃いである。犬走り築土が残存する大垣北側部分では、S S 9496の柱痕跡（径0.2m）、柱抜取穴（径0.5m）は犬走り築土上面で、柱掘形は犬走り築土下面で検出できる。柱掘形の深さは、犬走り築土下面から約0.7mである。S S 9496・S S 9497は柱間間隔が不揃いな点と、築地本体に接する位置関係からみて、寄柱穴ではなく、大垣築成時の堰板留めの添柱穴であろう。S S 9489は、添柱穴S S 9496の北1.3mの位置にある東西方向の柱穴列である。柱穴は径0.3m前後の円形をなし、東西の柱間の間隔は、1.1m 1間分、1.4m 2間分、1.9m 1間分、2.1～2.4m 4間分、2.6m 2間分、3.0～3.1m 4間分であって、これまた柱間間隔が不揃いである。S S 9489は後述の東西細溝S D 9488の埋土の下面で検出した。このS S 9489は、大垣本体との距離からみて、大垣築成時の足場穴であろう。

S S 11645・S S 11647は、大垣本体の築土の端から北・南側それぞれ0.1 mの位置にあって、先述の添柱穴 S S 9496・S S 9497とほぼ同じ柱筋にある。多くは鋸歯状の掘込地業 S X 9494・S X 9495と切り合っており、掘込地業より新しい。柱間間隔は不揃いで、柱の深さは S S 9496・S S 9497より0.5～0.6 m浅い。東西溝 S D 9488は、幅0.3 m、深さ0.1 mの細い溝である。大垣本体の北端から1.5～1.6 mの位置にある。埋土中に遺物を全く含まず、比較的短期間で埋められた可能性が強い。壬生門の調査では、南面大垣の素掘りの雨落溝と把握しているが、後述のように S D 4100 A が宮内道路南側溝であった時期での雨落溝と考える。

以上のごとく、S S 9496・S S 9497を大垣築成時の添柱穴、S S 9489を大垣築成時の足場穴、S D 9488を大垣築成当初の雨落溝と考えるが、鋸歯状の掘込地業 S X 9494・S X 9495と柱穴列 S S 11645・S S 11647についてはその性格を明らかにしえない。しかし、鋸歯状の掘込地業 S X 9494・S X 9495は添柱穴 S S 9496・S S 9497を避けるように掘り込まれていることからみて、両者は一連のものであった可能性が高い。壬生門と南面大垣の調査でも、同様の柱穴列と掘込地業を検出している。次に S S 11645・S S 11647であるが、大垣の築地本体と接する位置関係からして、足場穴とは考え難い。一つの考え方として、鋸歯状の掘込地業より新しいことや、S S 9496・S S 9497より新しい柱穴も存在すること、そして南面大垣の他の地区でも同種の柱穴が存在することから、大垣を改修した時の添柱穴と考える可能性もあろう。けれども、大垣の築地本体の残存部分からは改修した痕跡は認められないし、これまでの南面大垣の発掘におけるの軒瓦の出土も圧倒的に藤原宮式軒瓦が占めているのであり、従って、どの程度の改修又は補修が行われたかは今後の検討課題であろう。

**東西溝 S D 4100 と 5 条の南北溝** 東西溝 S D 4100は南面大垣の北側に位置し、堆積土とそれに含まれる遺物の差及び溝底の位置の差から A～C 期に区分できる。A 期の溝（S D 4100 A）は幅1.4 m、深さ0.6 mで、築地本体の北端から北へ 4 mの位置に溝心がある。下から順に暗灰色粘質土、灰色粘質土、黄灰色粘質土が堆積し、瓦の出土量は少ない。溝の西半で平城宮Ⅱの土器と、溝の東半で郷里制

施行期（715～740年頃）下の木簡が出土した。B期の溝（S D 4100 B）は幅が1.4～1.8 m、深さ0.5 mで、溝心はA期の溝心より南へ1 mずれ、築地本体の北端から北3 mの位置にある。暗灰褐色砂質土又は暗灰色粗砂が堆積し、瓦の出土が多い。溝の西半で、奈良時代中頃以降の透孔をえぐり取る蹄脚硯が出土した。C期の溝（S D 4100 C）は幅が1～2 mで、東方へ向かうにつれて溝幅が広がる。深さは0.3～0.4 m。C期の溝心は、発掘区西端では築地本体の北端から北へ3.3 mの位置にあるが、中央部から東端では2.2～2.3 mと、東へ行くにつれて南に振れる。C期の溝の南肩も、築地本体の北端から、発掘区西端で3 m、発掘区中央で1.8 m、発掘区東端で1.1 mの位置にあって、東へ行くにつれ南に振れ、また溝幅も広がる。C期の溝には、下から順に灰色粘質土、黄褐色礫土が堆積し、奈良時代後半の土器が出土した。

以上のように東西溝 S D 4100 は、A～C 期で溝心が異なる。第32次補足調査で S D 4100 を南面大垣の北雨落溝とし、第122次調査で S D 9481 A を宮内東西道路南側溝としている。S D 4100 と S D 9481 とは接続する同一の東西溝であることはほぼ間違いなく、時期的な変遷によって性格が異なるのであろう。即ち、A 期において S D 4100 A は宮内東西道路 S F 1761 の南側溝であり、大垣の雨落溝は S D 9488 であった可能性が強く、B・C の時期においては溝心が南へずれて、S D 4100 B・C が南面大垣の雨落溝又は大垣から落ちる雨水の排水溝の役割を果たす溝となった可能性が強い。

5 条の南北溝は、発掘区西端にある S D 11620・S D 11625・S D 11630 と、発掘区東半にある S D 11640・S D 3410 である。

西端の S D 11620 は堆積土と溝の位置の差から A～D 期に区分できる。A 期は発掘区西端から東 6.2～6.4 m に溝の東肩があって灰色粘質土が堆積する。S D 4100 との合流点で散位寮召状（2号、P 9 参照）などの木簡が出土した。B・C 期は、発掘区西端から 5.6～5.8 m に溝の東肩があって、灰褐色粘質土が堆積し、瓦の出土が多い。D 期は溝幅が狭くなり、築地を貫通して流れる。S D 11620 A・B・C はそれぞれ S D 4100 A・B・C に対応し、D 期は築地崩壊後の時期にあたる。

S D 11625は発掘区西端から9 mの位置にある幅0.6 mの細溝で、S D 4100 B又はCの溝に合流する。S D 11630は発掘区西端から15 m（壬生門心から東131.6 m）の位置にある幅0.8～2 mの溝で、二条大路北側溝S D 1250に合流し、合流地点で溝幅は広がる。このS D 11630は、南面大垣と交わる部分では埋土の上に5層の築地築土がのっており、南面大垣本体の築成以前の溝である。築地犬走り部分の鋸歯状の掘込地業S X 9494は、S D 11630まで延びず、切り合っていないことから、S D 11630を埋め立てた時期と、S X 9494の地業時期とがほぼ同時期である可能性を示している。なおS D 11630からは遺物の出土はなく、工事用の水抜き溝などに利用されたもので、短期間に埋められたものであろう。

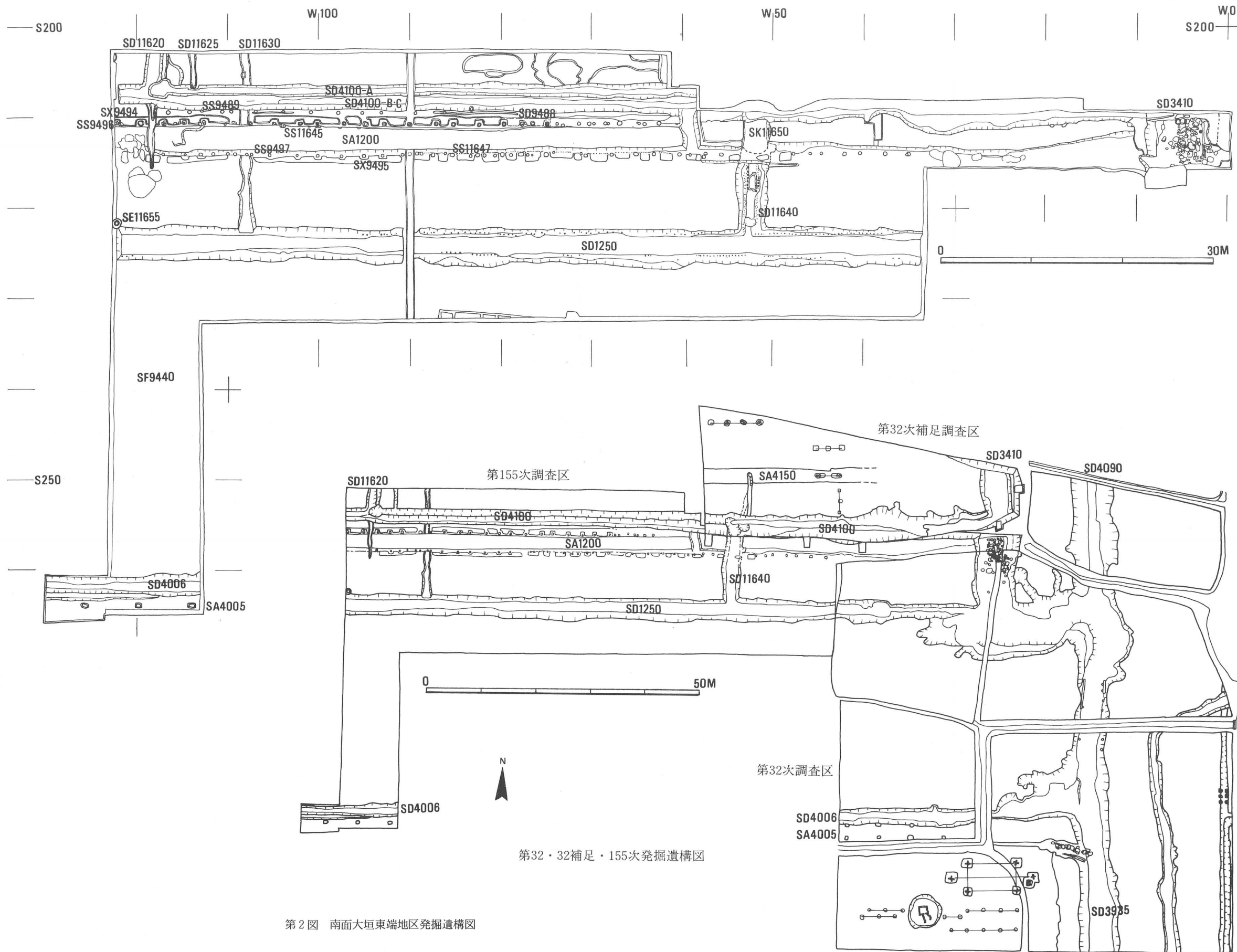
S D 11640は発掘区西端から70.8 m（溝心は壬生門心から東187.47 m）の位置にある幅3.5 mの南北溝である。南北12 m分を検出し、北端は第32次補足調査区と重複し、南端は二条大路北側溝S D 1250に合流する。S D 11640の土層は、下から順に厚さ0.4～0.5 mの堆積土、厚さ0.3～0.8 mの溝の埋土であり、南面大垣が交叉する部分では、この溝の埋土の上に厚さ0.1 mの大垣築土がのる。溝の位置の上部には、土壙S K 11650があり、築土を切って掘られている。土壙の最下層には焼土層があって、焼土層から漆付きの須恵器甕、土師器甕をとりべとして用いたもの、底部に円孔ある土師器大盤、内面に釉が付着する土師器大盤（釉を溶かした容器？）など、工房関係の遺物を含む特殊な土器が出土した。S D 11640の南半7 mの部分では、溝の東西両岸に護岸のための杭を打つ。東西幅1.1～1.6 mの間隔をおいて小型丸杭が2～3列並び、溝の南端から北4～6.5 m（築地心から南へ3～5.5 m）の位置に径0.1 mの角杭が7本並ぶ。この角杭で囲まれた部分は溝底が一段低くなっていたが、その部分に木簡が堆積して多数出土した。このたまり部分出土の木簡には、「神亀二年諸司工長考文」付札（7号）、神亀5（728）年の「出羽国郡司考□」の軸（6号）などがある。S D 11640の北半5 m部分（築地下部分）では、杭は残存せず、溝の堆積土からは「肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳」の軸（5号）、「多嶽嶋考六巻  
状六巻」付札（8

号) などの木簡が出土した。ところで、このS D 11640からは、北半・南半を問わず、霊亀3 (717)年以降神亀5年までの年紀のある式部省関係の木簡が出土したことが特徴であり、出土土器も上記の年紀と矛盾するものでなく、溝がはやい時期に埋めたてられたことを示している。

S D 3410は発掘区東端に位置し、溝心が壬生門心より東約234 mにある宮の基幹排水路のひとつである。溝幅は9 mで、深さは1～1.3 m。溝の堆積土は2層に大別できる。下層は下から加工材を含む灰色砂、暗灰色砂質土、瓦を多量に含む暗灰色粘質土で、上層は礫混り灰色砂質土と黒色砂質土である。下層の堆積土は溝の両肩では厚さ0.7 m残存するが、溝の中央部では0.2 mと薄い。上層には方立枿穴のある礎石を含む大型の石が散乱する。これらは、いずれも溝堆積土の上に遊離した状態にあって、石組の暗渠や溝の護岸の石が崩壊したことを示す材料とはなりえない。出土土器は、溝の上・下層とも8世紀後半代から9世紀前半代の土器である。9世紀前半代に大幅な攪乱があり、溝中の多数の石は、その頃を中心として投げ込まれたものであろう。S D 3410の下層の堆積土の下から、掘形をもつ径25 cmの柱根1と、ここから西へ4.2 m離れて柱掘形1を検出した。この柱位置は南面大垣築地本体北面の東延長線上にあたるが、その性格は不明である。しかし奈良時代にS D 3410が大垣と交叉する部分で暗渠になっていたのか、或いは開渠であったのかという問題は、築土が削平されていることや、S D 3410が大幅に攪乱されているため不明であって、9世紀前半代においてS D 3410上に築地は存在しなかったことを指摘できるにすぎない。

**二条大路 S F 9440** 大垣心から南12 mで二条大路北側溝S D 1250、南49.5 mで南側溝S D 4006を検出した。北側溝S D 1250は、幅4 m、深さ0.9 mの素掘りの東西溝である。発掘区の東半部では、護岸の杭が0.5 m間隔に打ち込まれており、一部にシガラミがある。S D 1250と南北溝S D 11640との合流点から式部省関係木簡、またS D 1250西半部で庸米の荷札が多く出土した。南側溝S D 4006は幅2 m、深さ0.4 mの素掘りの東西溝である。

井戸S E 11655は発掘区西端の二条大路北側溝に接する位置にある。井戸は内



第32・32補足・155次発掘遺構図

第2図 南面大垣東端地区発掘遺構図



側に直径50cmの曲物を置き、外側を平瓦でまろく囲む。埋土中より平城宮Ⅴの土器が出土した。

左京三条一坊の北を限る築地 S A 4005 が、二条大路南側溝 S D 4006 のすぐ南にある。築土は削平されているが、築地基底部上に桁行柱間20尺の築地寄柱を3カ所検出した。残存する寄柱の掘形は深さ5cmにすぎないが、第32次調査でも S A 4005 とそれに伴う20尺等間の寄柱を検出していること、築地の北雨落溝でもある S D 4006 から瓦が多数出土していることからみて、築地とその寄柱と考えてよいであろう。

### 遺物

出土木簡 1500点（削屑1247点）出土した。以上、主要な木簡の釈文をかける。

S D 4100 と S D 11620 の合流点出土

- 1 ・下等 兵部省使部従八位下   年六十  
右京 上日百   
 ・  不  執  （表裏は天地逆に墨書）
- 2 ・散位寮召 使部     
日置   
 ・為

S D 11640 出土

- 3  錢五百文神龜二年九月八日  
[百文カ]
- 4 ・五   神龜四年料輸神龜   
[子]  
 ・位   茨田宿禰多比
- 5 ・肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳  
 ・肥後国第三益城軍団養七年兵士歴名帳 (軸木口墨書)
- 6 ・出羽国郡司考  (軸木口墨書)  
 ・神龜五年
- 8 ・多 襷 嶋 考六卷  
状六卷  
 ・三番
- 7 ・神龜二年諸司 工長  
考文  
 ・未了 (マ)
- 9 恪勤匪懈善 楊

S D 1250 出土

- 10 美作国勝田郡川辺郷庸米六斗

## ま と め

今回の調査成果の一つは、南面大垣築成の時期と溝の流路の問題について検討する資料を得たことである。この問題は、南面大垣の築成時期を考える上で重要な点を含んでいるので、以下詳しく触れてみよう。まず、南面大垣北側の東西溝 S D 4100は西から東へ流れる。次に南面大垣を南北に貫通する南北溝 S D 11640は北から南へ流れる。この東西溝 S D 4100と南北溝 S D 11640の合流点は第32次補足調査区に位置しているが、第32次補足調査では南北溝 S D 11640を検出していないから、両溝の関係は土層の上で明確にできない。そこでここでは S D 11640の堆積土と埋土の状態・築地との関係から考えてみよう。前述のように S D 11640の堆積土からは霊亀3年以降神亀5年までの年紀ある式部省関係の木簡が出土しており、また出土土器も上記の年紀と矛盾するものではなく、溝がはやい時期に埋められたことを示している。この成果を受けて、第32次補足調査の出土木簡を再検討したところ、S D 4100出土木簡の大部分は年紀の新しいもので、S D 4100と S D 11640の合流点、即ち小地区でいうと C J 67区にのみ、神亀5(728)年の続労銭関係の木簡10点が出土していることが判明した。そして S D 11640を境として、それ以東の S D 4100出土木簡は、天平12(740)年を最古の年紀とし、以下、天平勝宝・天平宝字・天平神護・神護景雲・宝亀年間の年紀をもつ木簡であり、奈良時代中頃から後半代のものに限られるのである。出土木簡の検討を受けて、S D 11640以東の S D 4100出土の土器を一部検討したが、その範囲では平城宮Ⅱに遡る土器はなく、平城宮Ⅲの土器が混在し、平城宮Ⅳ～Ⅴの土器が主体を占めていた。出土土器はなお詳細な検討を要するが、遺物からみると、S D 11640を境として、それ以東の S D 4100の溝中には奈良時代前半の遺物をほとんど含まないことは言えそうである。従って、S D 4100と S D 11640の関係は、次の場合が考えられる。① S D 4100は、神亀年間までは C J 67区で南に折れて S D 11640となって S D 1250に注いでいたのが、神亀末年頃に S D 11640を埋められて、S D 4100を新たに東へ延長して東流させ、S D 3410に注ぐこととなった場合。② S D 4100は、奈良時代の当初から東流し S D 3410と合流していたが、S D 1164

0以東におけるS D 4100の溝幅の拡大によって、奈良時代前半の遺物が存在しない場合である。①の場合については、S D 4100はA～C期に区分でき、A期の堆積土からは郷里制施行期の木簡と奈良時代前半の土器が出土しているから、S D 4100 AがS D 11640に合流し、S D 4100 B・CがS D 3410に合流すると考えた方がよいように思われる。②の場合は、S D 4100出土土器の全体的な再検討が必要である。

以上①・②のうち、現時点では①の場合の可能性が高いと考えるが、それはS D 11640と南面大垣S A 1200との関係に深くかかわってくる。S D 11640とS A 1200との交点では、前述のように、S D 11640を埋めた土の上に、築土が0.1mの厚さで覆っているが、この溝の堆積土中に暗渠又は暗渠の抜き取り痕跡を認めることができないから、溝を埋めた後、大垣築地が築かれたと考えざるをえない。ただ、厚さ0.1m残存する築土は溝の埋土の全面を覆うものでなくS D 11640の東肩に部分的に残存しているのみであり、さらに上層の土壌S K 11650によって断ち切られている訳であるから、S D 11640の上に高さ数mの大垣築土が存在したとは断定し難いのである。従って、次のいくつかの場合が考えられよう。S D 11640の上に高さ数mの大垣築土が存在したと考えると、S D 11640からは霊亀3年以降神亀5年までの木簡が出土しているから、この部分の大垣築土は神亀5年以降の築成という結論を得るのである。この大垣築成は神亀5年以降という結論を、①南面大垣一般に普遍化する場合、②朱雀門以東で普遍化する場合、③壬生門以東で普遍化する場合、④S D 11640以東の場所に限定する場合の4者が考えられる。一方、S D 11640の上に高さ数mの大垣築土が存在しない、即ち何らかの事情で、S D 11640の場所の南面大垣が切れていた場合(⑤)も考えられる。

①や②の場合、朱雀門やその近辺の南面大垣の造営が宮造営のなかでさほど遅れるとは考え難く、また霊亀元(715)年正月紀の朱雀門の記述等からみて、南面大垣全体の施行時期を神亀年間に降らせることは困難であろう。③の場合、壬生門の造営時期を限定できる資料は存しないから、可能性として残る。即ち、神亀末年頃にS D 11640を埋めたて、S D 4100 AからBへの流路の変更を行ったのは、壬生門以東の南面大垣S A 1200築成に伴うものとする場合である。ところで、

第122次調査では、壬生門造営時には、門予定部分を小門で開き、ついで既に築成されていた南面大垣の端部を、門基壇内部に一部取込んで掘込地業が行われているとされる。大垣は壬生門の東西部分は、門造営以前に築成されていたのである。また、第122次調査の時期区分では、壬生門造営を聖武天皇即位にかかわる養老5（721）年頃からとする。従って、壬生門近辺より以東では、門造営を含めて本格的に整備されたのは、養老年間以降となる。大垣造営は、朱雀門以東は西から次第に築成されたであろうから、壬生門以東は、門の直東は既に築成されていたとしても、S D 11640までいならず、その地点から大垣東端にかけては、大垣はまだできていなかった可能性は残るのである。その場合、その部分の南面区画として、第32次補足調査で東端部を検出した、大垣心より北12.9mにある東西塀S A 4150などが考えられよう。④と⑤は、発掘所見を確実なもののみ限定する考えである。⑤の場合、南面大垣の一部が切れていることが実際問題としてあり得るかという疑念が残る。しかし、S D 11640の埋土の上には築地崩壊土があって、その底面には土壌S K 11650がある。S K 11650の最下層には、工房関係の遺物が散乱している。この状況は、工房関係の遺物が残された時点では、S D 11640の上を覆う築地は存在しないことを示している。S D 11640の真上にS K 11650があるのは、築土がS D 11640を境にして一度途切れる可能性があることを示している。S D 11640の東肩の上に築土がのるのは確実であるから、神亀5年段階では大垣はS D 11640まで築造されており、それより以東の築造は神亀末年以降以降とも考えられる。

以上の検討によって、南面大垣東端地区の南面大垣の築成時期が神亀末年以降に降ることは明らかであるが、その範囲が壬生門付近より以東なのか（③）、それともS D 11640付近に限られるのか（④・⑤）、という問題が残った。とりわけ、③の場合は、宮の正面とも言うべき壬生門以東の大垣が、遷都後20年間建造されないことになり、養老5年以降の聖武即位をめざす造営との関連や聖武即位時の南面大垣の状態などとの関連で問題となるものである。今後の調査の進展によって明らかにしたい。

## 2 推定第一次朝堂院地区東南隅の調査 第157次

本調査は、推定第一次朝堂院地区の一連の調査の最南端にあたり、朱雀門の東方、南面大垣想定位置に北接した部分で、この地区東南隅の遺構、特に東限の築地と南面大垣との関係、さらに第二次朝堂院地区との中間にある基幹排水路S D 3715の宮内最南部の様相などの解明を主な目的として行った。発掘面積は2750㎡、調査期間は昭和59年7月9日から11月1日までである。

### 遺 構

発掘区は現水路を境に東西に分けて設定した。以下これを東区（6 A B L区）、西区（6 A B Y区）と呼ぶ。奈良時代の遺構は、主として床土下の黄褐色砂質土上面で検出し、遺構面には部分的に古墳時代の遺物包含層、自然流路の埋土などが現われる。遺構面は発掘区の東西にわたってほぼ水平であるが、西区の東南部分は削平を受けてやや低い。遺構の密度が低いため、群的な時期区分を省き、主要な遺構を西から順に記述し、まとめの部分でその前後関係並びに年代に触れる。

S A 1765 朱雀門及びその北方の調査（第16・17次）で、西端4間分を検出した掘立柱東西塀であるが、引き続き当発掘区を横断する形で35間分を検出し、さらに東へ延びることを確認した。柱間は2.66m（9尺）、南面大垣に平行し、その心から北約16mの位置にある。各柱間中央の南北には、柱筋から各2.4mをへだてて足場穴S S 11730がある。この塀の柱穴は長大であるが、柱痕跡を留めない。廃絶に際して、当初の掘形より大きく柱を掘り取り、遺物を全く含まない粘質土で一気に埋め立てたと理解される。後述のS D 3765・S D 3715・S A 11700のいずれよりも古い。西区東半で後代の建物S B 11725と重複する。

S E 11720 宮造営時のものと思われる井戸。素掘りで、埋土下層には全く遺物を含まず、上層につるをよりあわせた縄や箆・瓦片・土器片などが廃棄されている。軒平瓦6646 D、軒丸瓦6274 A bの出土をみた。

S D 3765 A・B 西区の東端近くにある南北溝。第一次朝堂院地区内の排水路に比定されている。幅は1～1.2m、深さ0.4m。埋土は2層に分かれ、下層S D 37

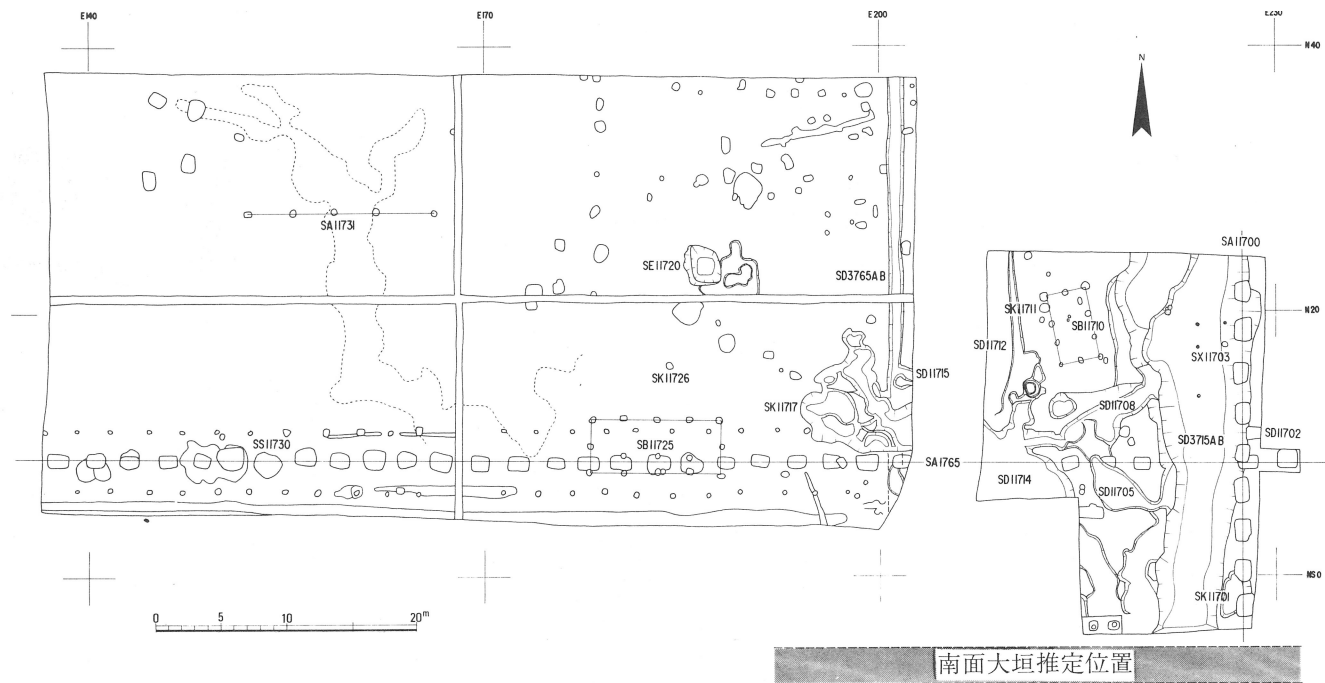
65 Aにはほとんど遺物を含まないが、上層 S D 3765 Bには完形の軒平瓦6641 E、奈良時代前半に属する須恵器壺の残欠をはじめ相当量の遺物を含む。南半は削平を受けていて明瞭ではないが、下層は S A 1765以南にも延びており、かつ S A 1765より新しいことが確認された。S A 1765廃絶後に開削されたと推定される。北方の第150次調査ではこの溝に沿って東側に築地塀が検出されているが、その想定延長位置は現水路直下に当り、存否を確認し得なかった。なお、S D 3765 Bについては途中で東に S D 11715により水路を抜いた可能性がある。

S D 3715 A・B 東区の南北約25mの長さにわたって、南は南面大垣想定心から約2mの位置まで検出された。深さは1.4mあり、埋土は大きく3層に分かれるが、遺物からは中・下層に大きな時期差は認められない。下層 S D 3715 Aは2～3mの幅を保ち、中層 S D 3715 Bは西側に大きく幅を拡げ、西岸の2カ所に墨書土器などを含む土器溜を形成し、特に南半には瓦片を多く含む。軒瓦のうち、個体数の最も多いものは平城宮Ⅱに編年される軒丸瓦6225 A・C、軒平瓦6663 Cであるが、それより新旧の時期のものも含まれる。中・下層からは曲物の底や下駄などの木器や木簡も出土した。溝の南端の壁面では、加工された板石を含む石片を数点発見した。南面大垣下の暗渠の石組の残欠と推定される。北半、東岸寄りには、Aの時期と推定される橋脚の残欠 S X 11703がある。3本の柱根と1個の柱掘形とからなり、柱間は東西2.0m、南北1.6m、柱根残存径は約25cmである。西岸には瓦片・黒色土器・木杭などを含む斜行溝 S D 11714、方位の振れる後代の建物 S B 11710、S D 11715につながる可能性のある S D 11708などがある。なお、上層は砂と粘土の互層で、奈良時代の遺物はほとんどなく、宮廃絶後の流路と考えられる。

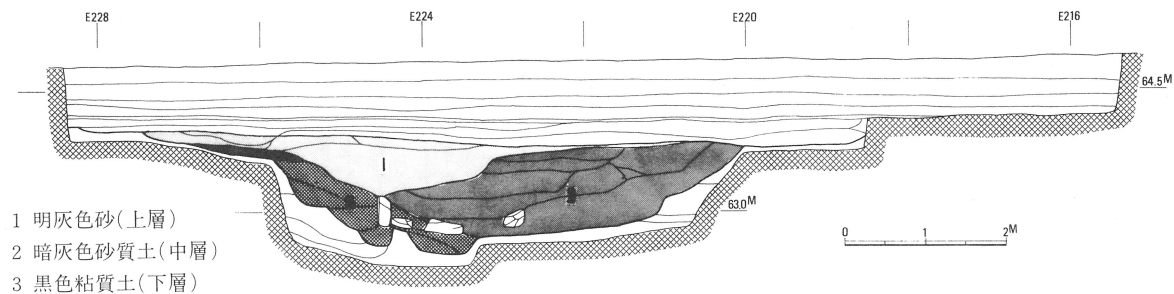
S A 11700 S D 3715の東岸の掘立柱南北塀。2時期ある。東区の南北にわたって9間分を検出。柱掘形は長大であり、埋土の状況も S A 1765によく似る。柱間は2.95m（10尺）で、最南の柱は南面大垣の想定北壁面から約3mの位置にある。S A 1765より新しく、S D 3715より古い。

## 遺 物

以上に記した瓦類・木器などの他に、特に S D 3715出土の土器に特色があり、



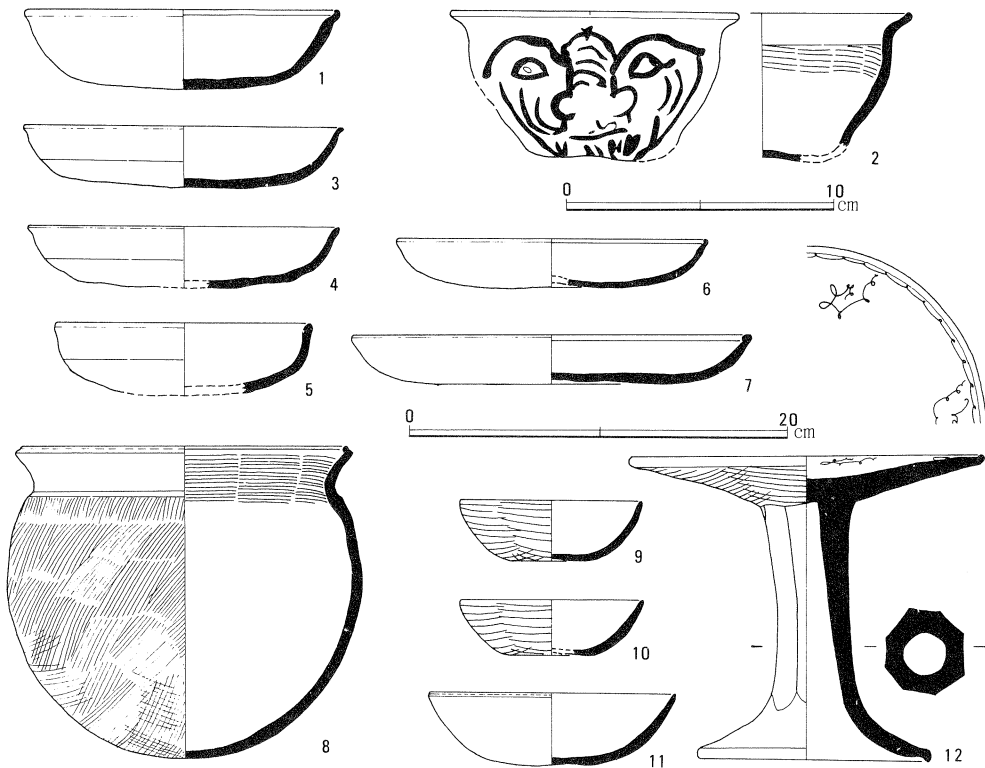
第3図 推定第一次朝堂院地区東南隅発掘遺構図



第4図 S D3715南壁断面土層図

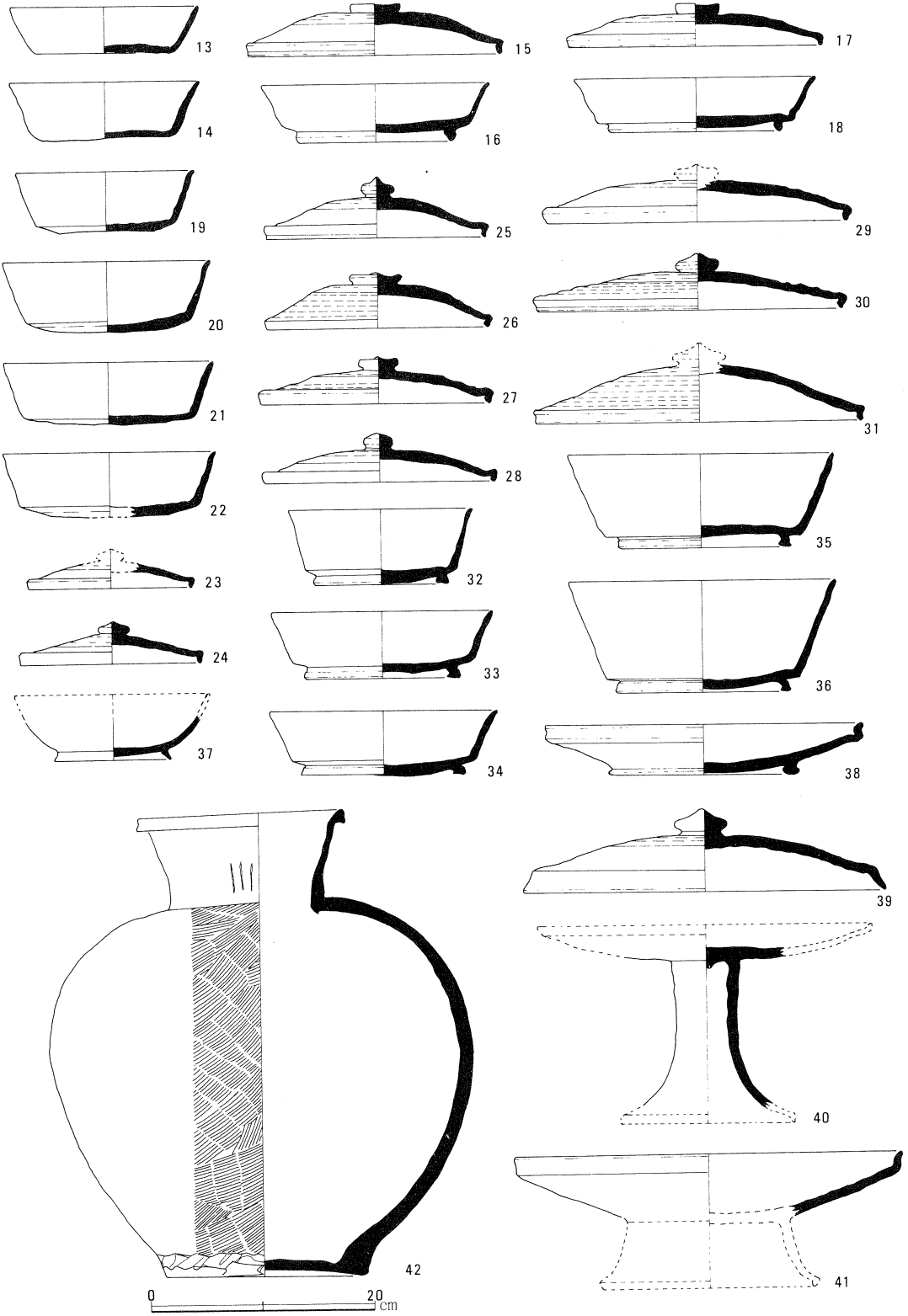
同溝出土の木簡とあわせて、以下に述べる。

S D 3715出土土器 S D 3715からは大量の土器が出土したが、ここでは天平宝字4(760)年、宝亀8(777)年の年紀のある木簡が出土した中・下層の土器について一括して報告する。土師器(1~12)は平城宮土器Vの特徴をもつ。2は胴の相対する位置に人面を墨書する。高杯(12)は杯部内面に連弧状暗文とラセン暗文をもつ。平城宮から出土する須恵器は多くは陶邑産であるが、ここでは陶邑以外で生産されたと考えられるものが多量に出土した。13~18は灰白色の砂質の胎土でやや軟質に焼き上る。産地不明。杯A・B・同蓋はロクロ削りで調整する。杯Bは径高指数が低く扁平な形態で高台は丸味を有す。杯B蓋は縁部がやや屈曲する形態でボタン状の扁平なつまみを持つ。第146次調査のS D 3715からも似た蓋が出土しているが、この例では頂部内面に当板で叩いた痕跡を持つ。19~41は尾張猿投窯産で折戸10号窯式にあたる。42は頸部内外に鉄分を多く含む土を塗り、赤色に発色させている。産地不明。この他甕類には美濃窯のものも少量出土して



第5図 S D 3715出土土器 (1)





S D 3715 出土土器 (2)

いる。また墨書土器には、「内木工所充足梓」「味物料理」「内大炊」「秋」「内」「史生」等がある。なお、猿投窯産の資料については名古屋大学教授榑崎彰一氏に鑑定をお願いした。

S D 3715 出土木簡 出土数は146点(削屑83点)である。主な釈文を次にかかげる。

1. 宝亀八年三月十六日正六位上□
2. 天平宝字四年□□□史□考状 (軸木口墨書)
3. (表)
 

勝部連	高橋連	錦	河内	茨	秦忌寸	従八上	守	従七下	従七上	従六位上	河内国
□	□	□	□	□	田次	□	□	□	美努連	三嶋	
					得	寸	水	日佐			
					綱		□	□			

 (裏)
 

秦忌寸船	高向調	六人部連	六人部連	鴨瀨疑	飽浪連	出雲	黄文連	今木連
□	□	□	□	□	□	□	□	□

### ま と め

周辺の調査結果と同様に、今回の調査においても、第一次朝堂院地区南半は建物などを置かぬ広場としてあったことが確認された。また、発掘区を大きく横切る東西塀・南北塀を検出し、付近の遺構配置に新知見を加えた。主要遺構ではS A 1765が最も古く、S D 3765 A・S A 11700がこれに次ぎ、さらにS D 3715の順となる。S D 3765 Bは、S D 3715と共存の可能性がある。これらと、今調査では未確認の東限築地S A 11150、南面大垣S A 1200との関係は今後の課題として残される。各遺構の年代は、S D 3715の開削が従来奈良時代前半に位置付けられており、これに先行するS A 11700・S A 1765、就中後者は宮造営時に遡る可能性がある。宮西面では大垣内側の南北塀S A 3680(第59次調査)が、西面大垣に先立つ宮西面の区画と考えられており、S A 1765はこれと柱間寸法や大垣心からの距離が等しいことから、これは南面大垣に先行する宮の当初の区画となる可能性もある。しかしその場合は、なぜ朱雀門の東側のみにそれが設けられたかという疑問が起る。朱雀門脇の大垣は、宮の大垣の中でその位置からみても最も早く施工された可能性があると思われるので、大垣と共存する内部の区画である可能性も否定し得ず、この塀がどこまで続くかということとあわせ、今後の課題としたい。

調査地は、内裏東外郭の東方にあたり、昭和41年に実施された第38次調査の西南に位置する。この地区についてはこれまでに、第21・38・40・154次調査が実施され、東西65m・南北125mの築地で囲まれた一郭があり、その中には埴積基壇建物を中心とする遺構群のあることが明らかとなっている。現在その一部は遺構露出展示と復原展示を併用して一般に公開されている。今回の調査はこの一郭の西面築地一部復原整備に先立ち、第38次調査の成果を補なう目的で行った。

調査は、第38次調査の発掘区と一部重複する東西6m、南北15mの調査区を設けて行った。調査面積は約90㎡、調査期間は昭和59年7月13日～25日までである。

### 遺 構

調査により、西面築地とそれに先行する掘立柱塀の他、瓦集積遺構を検出した。

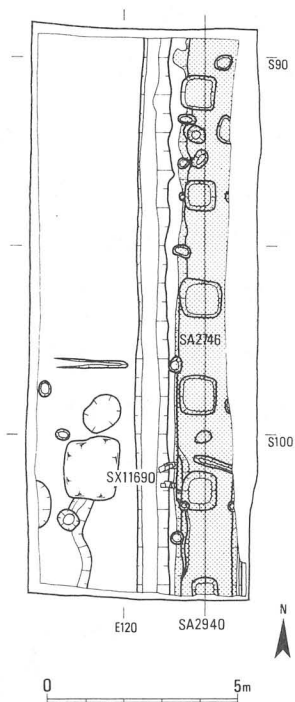
築地 S A 2746 築地の築土は遺存しなかったが、地山を削り出した基壇、添柱・寄柱穴及び雨落溝を検出した。基壇は最大0.3m残る。築地基底幅は、添柱・寄柱穴から5尺と推定され、この推定値は第40次調査の所見と一致する。

塀 S A 2940 西面築地に先行する南北塀。既に第38次調査で検出されたうちの、今回は5間分を確認した。

瓦集積遺構 S X 11690 S A 2746西側の築地崩壊土下で検出した瓦集積。丸瓦5枚と平瓦7枚を凸面を上にして別々に重ね、築地基壇に寄せかけてあった。平瓦はいずれも縦に半截してあり、熨斗瓦と考えられる。

### 遺 物

瓦・埴・土器が出土した。瓦のうち、軒丸瓦は6133 D・6282・6308 C、軒平瓦は6685 Bの各型式が出土した。なお、第38・40次調査で出土軒瓦の大部分を占めた軒丸瓦6135型式と軒平瓦6688型式はともに出土しなかった。



第6図 内裏東方官衙地区発掘遺構図

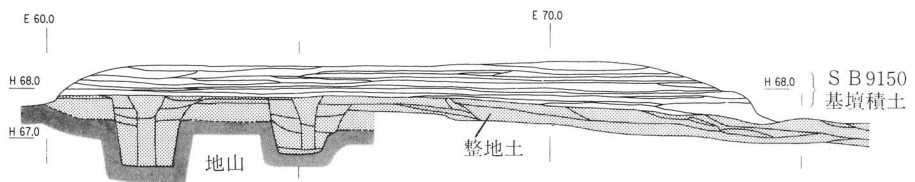
第161・163次の調査範囲は、第二次朝堂院の東第一堂及びその西側の大極殿閣門前方の朝庭東半部である。発掘区の南端はほぼ東第二堂の北端にあたる。調査期間は第161次調査が昭和59年10月1日から12月26日まで、第163次調査が昭和60年1月8日から4月2日までである。

第二次大極殿地区は第113・132・152・153次の調査によってほぼ概要が判明しており、また朝堂院地区の南端の東朝集殿については第48次調査によって位置・規模などが知られている。今回の調査では東第一堂の規模を明らかにするとともに、朝庭部にどのような遺構が存在するのか、また大極殿地区で一院を構成することが明らかとなった下層掘立柱建物に対応する遺構が朝堂院地域にも存在するのか否か等が課題であった。調査の結果、朝堂院東第一堂の規模が判明するとともに、その下層に掘立柱建物のあることが確認され、大極殿地区にある上下2層の遺構に対応する遺構が朝堂院にも存在することが明らかとなった。また閣門前の朝庭部分にも掘立柱建物がかかなり多数検出された。その中でもとりわけ注目されるのが大嘗宮と考えられる遺構で、第二次朝堂院の変遷のみならず、奈良時代の即位儀礼を考える上で重要な資料を提供することとなった。

### 1 立地・土層

調査地は奈良山丘陵から南へのびる尾根の末端上に位置する。現状では第163次調査地はほぼ平坦で、東の第161次調査地へかけては緩やかに傾斜して低くなり、朝堂院東面築地のあたりから東へ向って急激に低くなっている。

調査地の土層は、大正13年及び昭和40年代の整備による土砂が40～50cm前後あ

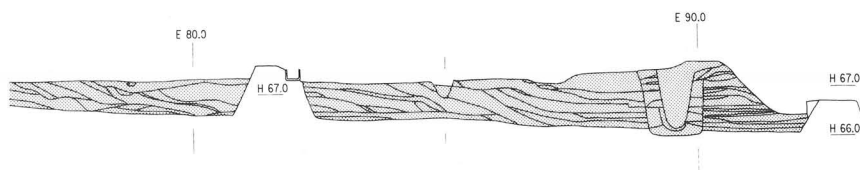


第7図 SB11750基壇からSA11330にかけての土層図

り、その下に旧耕土が20～30cm、床土が10cm程ある。東第一堂より西側では床土直下が小礫混りの黄褐色粘質土の地山となり、奈良時代の遺構はこの面で検出される。この地山は非常に堅く締まっている。地山の標高は第二次朝堂院中央部で67.7m、東第一堂との中程で67.7m弱、東第一堂西側で67.2m、東第一堂東側で66.7m、発掘区東端で66.4mとなっている（ただし東第一堂の桁行中央部位置で計測した数値である。当然のことながら北から南へ向っても緩やかに傾斜している）。

東第一堂基壇付近から東は3層に及ぶ整地土を積んで平坦面を形成している。地山直上の整地Ⅰは礫を多く含む暗黄褐色粘質土で遺物は含まない。厚さは東へ行く程厚く30～40cmに達する。この上に暗茶褐色砂質土の整地Ⅱがある。この中には7世紀前半の土器や埴輪片が多く混っている。平均10～20cmの厚さがある。東第一堂以東には更に整地Ⅲがある。黄褐色・暗褐色の粘質土で、西から東へ向って土を投棄しながら平坦に整地していった状況が土層からうかがえる。整地Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、おそらく平城宮造営時にそれ以前の生活面或いは神明野古墳の墳丘の土を含む北方の土を削って用いたもので、ほぼ同時の施工と考えられる。

上下2層の遺構の造営過程は次のように復原される。上層は東第一堂西方では地山面直上に建物が造営される。東第一堂東側では地山が低いので3層の整地を行い、朝庭中央部の地山面とほぼ同じレベルにしていたであろう。なお造営当初の地表面は東第一堂東側基壇外装の痕跡が見出せないことから、遺構検出面よりわずかながら高かったと考えられる。下層については、東第一堂基壇断面の土層観察によれば、整地Ⅲの上面から下層建物の柱掘形が掘り込まれている。上層東第一堂の残存基壇の西及び北では下層建物柱掘形は地山面上に営まれているが如き検出状況にあったが、実際は下層が営まれた整地土を除去した上で、上層の建



物を造営したことになる。東第一堂基壇部分では整地土を除去せずに基壇土を盛ったために、下層の当初の遺構面が残ったのである。なお朝庭中央部に近づくにつれ地山の標高は上るため、それに対応して整地土は薄くなっており、朝庭中央部付近ではむしろ下層遺構の場合も地山を削って遺構を営んでいたようである。朝庭部の遺構はすべて地山面で検出している。

## 2 遺構の概要と変遷

第161次調査では礎石建物1棟、掘立柱建物4棟、築地塀1条、掘立柱塀1条、石組暗渠2条等を、また第163次調査では掘立柱建物20棟、掘立柱塀3条、柴垣据付溝6条、旗列7条、旗をたてるための柱穴10個、土壇1基等を検出した。切合関係・配置関係・出土遺物等からA～Eの5期に分けることができる。

**A期** S B 11201・S B 11775・S B 11812・S B 11813からなる時期。

S B 11201 第153次調査で2間分検出していたが、今回更に5間分を検出し、7間×2間の南北棟と判明した。

S B 11775 S B 11201の南妻柱列の南40尺(12m)離れたところから始まり、S B 11201と側柱列を揃えた同規模の南北棟である。両者共柱間は桁行・梁行ともに10尺(3m)等間で軒と棟通りに足場穴を伴う。柱掘形は一辺約1mの方形で、径0.3m程の柱痕跡をとどめる。

S B 11812・S B 11813 S B 11812は梁行2間、桁行4間以上の南北棟で柱間8尺(2.4m)等間。S B 11813は5間×2間の南北棟で柱間8尺(2.4m)等間。S B 11812と側柱列を揃えるが、南妻柱列はS B 11812の北妻柱列と相接し、同時存在は考え難い。両者とも柱掘形は一辺0.6m、深さ0.5m未満で柱痕跡も10cm未満であり、前述したS B 11201・S B 11775とは様相を異にし仮設建物と思われる。S B 11812・S B 11813の配置関係などからA期は更に細分できる可能性がある。

**B期** 朝庭東部にS B 11740を建てる時期。この時期の間に朝庭中央部には、北及び東を柴垣据付溝(S A 11800・S A 11780)で大区画を作り、更にその内側に同様な柴垣(S A 11825・S A 11830・S A 11827・S A 11835)で小区画を構成し、その一画にS B 11785・S B 11790を配し、大区画北側にはS B 11900・S

B 11751 を配置する。

S B 11740 桁行 7 間・梁行 3 間の身舎の周囲の四面に廂のつく南北棟掘立柱建物である。後述の S B 11750 の基壇土及び基壇周囲の小礫敷のある部分では柱掘形はみえない。これは前述のように S B 11740 は S B 11750 の営まれる地山面より標高が 40cm 程高い整地土面に営まれていたが、S B 11750 造営に際し基壇外の整地土を除去し、S B 11750 基壇周囲に小礫敷の舗装を行ったためである。柱間は身舎梁行のみ 9 尺、その他は 10 尺である。従って桁行総長は 90 尺、梁行総長は 47 尺となる。柱径は 30～36cm、柱掘形は一辺 1～1.5m の隅丸方形、深さは身舎が約 1.4 m に対して廂は 1.1m で廂が浅い。ところにより身舎と廂で 60cm 程差のあるところもあり、身舎と廂で構造・葺材などに差があった可能性もある。大極殿・後殿・閤門の下層で検出した掘立柱建物群と一連の建物であろう。柱掘形からわずかに土器が出土しているが少片であること、古墳時代の遺物を含むことから造営年代を知る手がかりとはならなかった。

S A 11320 朝堂院の区画の東辺を限る掘立柱塀で、既に第 153 次の調査で検出した南延長部にあたる。柱掘形一個分を検出した。整地Ⅲの上面から掘り込まれ、掘形は一辺 1.25m、深さ 1.35m、柱は東へ倒しながら抜取っている。

S B 11751 S B 11740 の北西にある掘立柱建物で、桁行四間・梁行三間の南北棟である。柱配置が異例で、北妻中央西側の柱はなく、東南隅入側に柱が一本立つ。北妻の一本、南妻の二本の柱は間柱で開口部を設けるためのもの、内部の柱は間仕切のための柱であろうか。柱掘形は一辺 1.2m、柱痕跡は 39cm である。北妻が S A 11250（下層掘立柱塀）から 120 尺、西側柱が朝堂院下層区画の東西方向の心（南北中軸線）から 120 尺と規格性をもっており、また南妻は S B 11900 の南側柱列と揃える。掘形埋土も地山に近い土であるので B 期に属すと考えられる。

S B 11900 朝堂院東西 2 等分線上に中央の柱穴を配した 4 間×1 間の東西棟で、閤門下層の掘立柱門 S B 11210 から 150 尺（約 45m）離れた位置にこの建物の棟通り筋がのるように配置されている。柱間は桁行 10 尺等間、梁行 22 尺。柱掘形は 1 辺 1 m 以上の矩形の掘形ですべて柱抜取痕跡を伴う。南側柱列の西端の柱抜取

穴から完形の軒丸瓦6225 Aが出土した。S B 11900 の東・北・西には柱間寸法は揃いながら、塀状遺構（S A 11860・S A 11850・S A 11870）がとり囲む。また S B 11900の南には、中軸線に対して左右対称の南北柱列 S A 11855・S A 11857があり、これもまた大嘗宮関連の施設と考えられる。

S A 11780・S A 11800・S A 11825・S A 11827・S A 11830・S A 11835 これらの溝状遺構は、後述する理由で柴垣据付溝と考えられるが、幅0.5～0.7m、深さ0.3～0.5m程の素掘り溝である。S A 11780は南北10m分を検出したが更に調査区外に延びる。S A 11800は全長29.5mで朝堂院東西2等分線から東約2.7mの位置で閉じその西に接して柱穴1個が掘られている。この部分が柱間1間（推定幅2.6m）の門 S B 11820となる。門 S B 11820の南6mの位置に東西方向柴垣据付溝 S A 11835があり、復原長6mを測る。S A 11830はほぼ朝堂院東西2等分線に沿う南北方向の柴垣据付溝で S A 11835に取り付く。S A 11835の東約13mの位置に同様な柴垣据付溝 S A 11825があり、北端から3m南で、幅3mにわたって一旦とぎれた後、更に南にのびる。溝のとぎれた部分が門 S B 11810にあたり、その真東に S A 11827を配する。

S B 11785・S B 11790 S A 11780・S A 11800・S A 11825で囲まれた空間には、S B 11785・S B 11790を配す。S B 11785は桁行5間を検出したにとどまったが5間×2間の東西棟になると思われる。柱間は8尺等間。柱掘形は不揃いで一辺0.6～0.8m、径10cm程度の柱痕跡を伴う。S B 11785の北3mには S B 11785と東妻柱列を揃える3間×2間の東西棟 S B 11790があり、柱間は7尺（2.1m）等間。また S B 11790の北側柱列は S A 11800から3m離れた位置に、東妻柱列は S A 11780から3m離れた位置に来るように配置されている。

C期 朝庭東部には S B 11750、朝庭中央部では、第153次調査で一部検出している S B 11223のほか、S B 11801・S B 11806・S B 11810がある時期。

S B 11750 第二次朝堂院の東第一堂に該当する。大正13年以来、盛土・張芝を行って東第一堂として整備・表示が行われきた。南半部には土壇状の高まりがあり基壇土の残存部と考えられてきた。発掘の結果、北半部は基壇は完全に削平



され、南半部の土壇も最大70cmの厚さで旧耕土と整備土で覆われていた。しかし幸に以下の三点から S B 11750 の建物平面・基壇規模が判明した。

① 小礫を埋めた東西溝 S D 11748 と南北溝 S D 11749 （後述）が L 字形に存在すること。

② 基壇内部と想定される部分の遺構検出面は礫が少く、基壇外側（西側）と想定されるところは礫を敷いた状態になっており、しかも礫のない部分が西方に向って凸字状に張り出す部分があり、礫のある部分とない部分の境には 40～50cm 幅で凝灰岩の破片や粉が残ること。

③ 土壇上に礎石抜取穴が、北側に 2 カ所、南側に 4 カ所残存すること。

以上三点のうち、

①は、この二本の溝が基壇外周の水抜溝と考えられる。

②は、凸形突出部が石階の痕跡であり、凝灰岩残存部が基壇外装の地覆石の抜取痕跡と考えられる。

③については、南側の列が身舎南妻と考えられ、西端の二カ所は西廂柱列、その東の二カ所は身舎の西側柱列と考えられる。柱間は桁行が約 3.9m（13 尺）、梁行は西端が約 3 m（10 尺）、東 2 間は約 3.9m（13 尺）である。

石階部分の南北長は 3.9m あって桁行柱間と一致し、上記の柱間で柱位置を復原すると石階耳石相当位置に柱が立つことになる。これで 5 間×3 間の平面となるが、石階が基壇端部につくことは通常ありえないので、北と南にもう一列ずつ柱が立つものと見られ、東にも柱列を想定すると 5 間×2 間の身舎の四周に廂のつく平面となる。西側柱心から基壇端まで 7 尺あり、妻側（北及び南）の基壇の出も同様に 7 尺と復原すると、基壇端から S D 11748・S D 11749 までは妻・平ともに 10 尺となり、この復原が妥当なものとなる。即ち、身舎柱間桁行・梁行共 13 尺、廂の出は 10 尺、基壇の出は 7 尺、階段は西面 3 カ所につき、階段の出は 1.8m（6 尺）である。東側の階段の有無は不明であるが西面と同様であろう。なお、礎石抜取穴に凝灰岩切石片が投棄され、底部には花崗岩片が残存するので、礎石は花崗岩、基壇外装及び基壇上面敷石は凝灰岩切石であった。

S D 11748・S D 11749 前述のように東第一堂基壇外側の礫敷の見切りとなる溝である。幅30cm、深さ10cmで礫をつめこんでいる。S D 11748は23m、S D 11749は一部石を抜かれながら37m続き、東方と南方は削平されてしまっている。東第一堂廂柱心から17尺あり、基壇周辺部の水抜溝と考えられる。

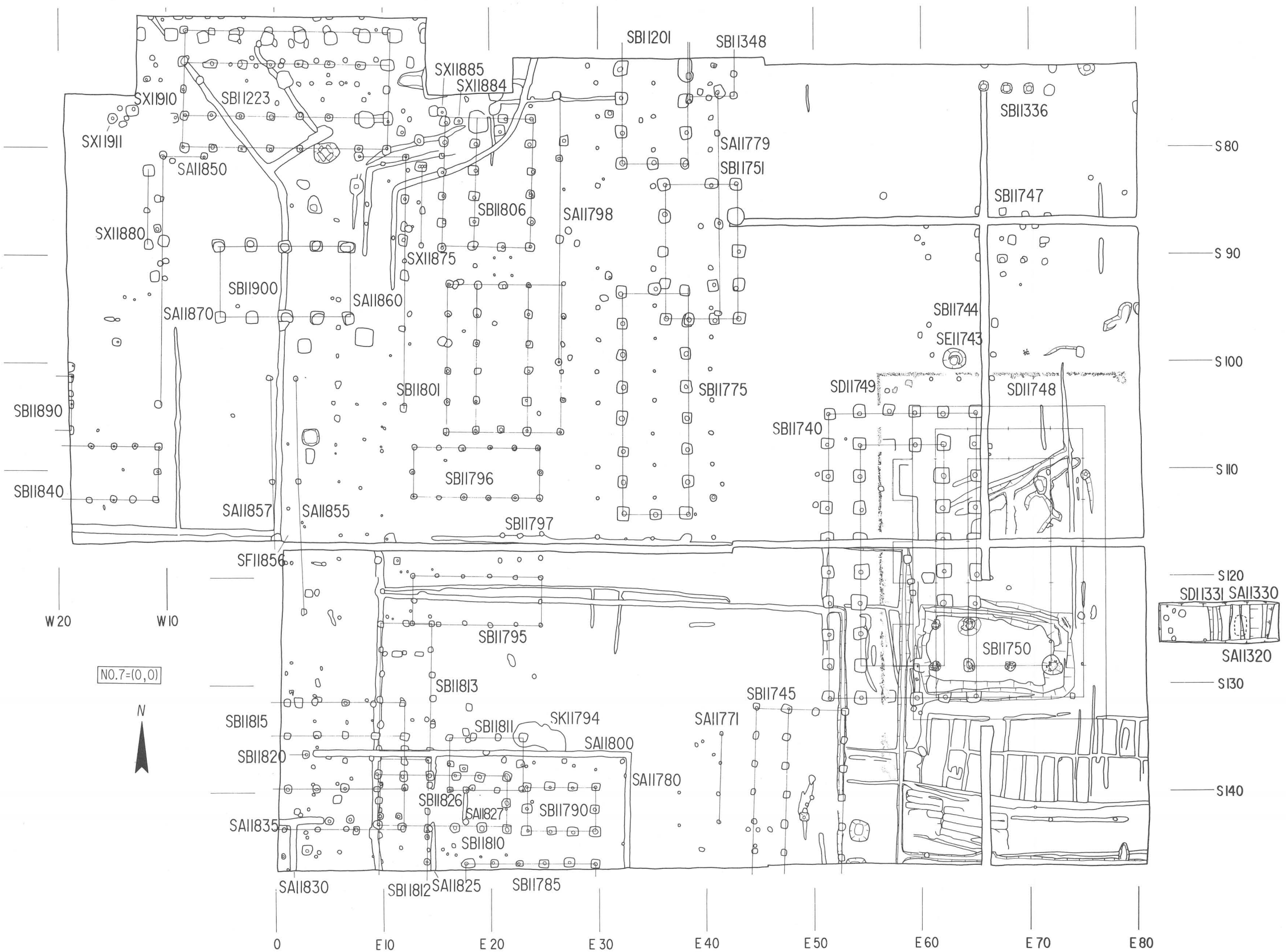
S A 11330 朝堂院地区の東辺を限る築地塀である。第153次調査で検出したものの南延長部分である。築地築成時の添柱掘形を東側で1カ所検出したが、西側は発掘区内には存在せず、基底部幅は明確でない。ただし西側の雨落溝S D 11331を検出したので、築地基底部幅は8尺程度と考えられる。第153次の調査の所見どおり築地心とS A 11320は心を一致させていると考えられる。築地は殆ど削平されているが、築土がわずかに残っている。

S D 11331 S A 11330の西雨落溝である。溝埋土中に瓦が多量に含まれている。第153次で検出したような玉石護岸は、今回の調査区内では検出されなかった。幅は50cm、深さは20cmである。築地心から2.4m(8尺)のところにある。

S B 11223 今回の調査では南側柱列と同入側柱列を検出し、7間×2間の身舎の南北2面に廂をもつ東西棟であることが判明した。柱間は桁行9尺(2.7m)等間・梁行8尺(2.4m)等間、廂の出10尺(3m)、柱掘形は一辺0.7~0.8m程の方形で径10cm程の柱痕跡を伴う。東妻柱列南から2番目の掘形には松材の柱根をとどめていた。

S B 11801 S B 11801は5間×2間の身舎の東西2面に廂をもつ南北棟で、身舎桁行8尺(2.4m)等間・梁行9尺(2.7m)等間、廂の出は東10尺(3m)、西9尺(2.7m)で、東入側柱列は南北棟S B 11806の東側柱筋に揃える。S B 11223と同様な掘形ですべて柱痕跡を伴う。西入側柱筋南から3番目の掘形には檜材の柱根の痕跡をとどめていた。

S B 11806 5間×2間の身舎の西側に廂をもつ南北棟。身舎桁行8尺(2.4m)等間、梁行9尺(2.7m)で、北妻柱列はS B 11223の南入側柱筋に揃える。柱掘形はS B 11223と同様な規模で掘形に多量の瓦・凝灰岩片を含む。北妻柱列東から1番目の掘形には松材の柱根が遺存していた。



第8图 第二次朝堂院地区発掘遺構図

S B 11810・S B 11890 S B 11810は5間×2間の東西棟で柱間8尺（2.4m）等間。S B 11890については南北2間分を検出したにとどまるが、梁行2間で南側柱列をS B 11801の南妻柱筋に揃える東西棟になると思われる。

C期の建物は柱掘形に瓦や凝灰岩を含み、S B 11801の柱痕跡から閣門所用軒平瓦6691A（平城宮瓦編年Ⅱ期）が出土している。多分掘形の埋土にあったものが柱根の腐朽とともに柱痕跡に落ち込んだものと思われるが、C期の年代の一端を知ることができる。

D期 第153次調査において閣門石階南で検出した9間×2間の東西棟S B 11221を正殿とし、その真南70mの位置に南北二面廂東西棟S B 11815を配し、その東脇に東西棟S B 11811、S B 11221とS B 11815の間に5間×2間の東西棟3棟（S B 11795・S B 11796・S B 11840）を配する時期である。S B 11796とS B 11840は朝堂院東西2等分線に対し左右対称位置にあり、S B 11795についても対称位置に東西棟が存在する可能性が高い。

S B 11815 東から4間目の柱が朝堂院東西2等分線上に立ち、これを西に折返せば8間×2間の身舎の南北二面に廂をもつ東西棟に復原される。身舎は桁行9尺（2.7m）等間、梁行8尺（2.4m）等間、廂の出は南12尺（3.6m）・北11尺（3.3m）で身舎東から2間目に間仕切をもつ。一辺0.6m程度の方形の掘形で10cm未満の柱痕跡をとどめ、柱掘形から軒平瓦6663が出土している。

S B 11811 3間×2間の東西棟でS B 11820の身舎に側柱を揃える。柱間は桁行7.5尺（2.25m）等間、梁行8尺（2.4m）等間で、一辺0.6m程の方形掘形に径10cm程の柱痕跡をとどめる。柱掘形から軒丸瓦6225・軒平瓦6663Cが出土している。

S B 11795は桁行8尺（2.4m）等間、梁行7尺（2.1m）等間。S B 11796は桁行7.5尺（2.25m）等間・梁行8尺（2.4m）等間。S B 11840は桁行7尺（2.1m）等間・梁行8尺（2.4m）等間。三棟とも東西棟、径0.5mの円形の掘形で礫を混えない粘土を埋土とする。S B 11221の南12mの位置に柱間2間の南北方向の木屨もしくは旗列（S X 11875・S X 11880）が朝堂院東西2等分線に対して左右対称の位置に配される。またS X 11875の東北にはS X 11885・S X 11884が、S X

11880の西北にはS X 11910・S X 11911があるが、中軸線に対してそれぞれ左右対称の位置を占め、旗を立てるための柱穴と思われる。

**E期** 平安時代以降の時期で建物4棟、塀1条、土壙等がある。

S B 11745 東第一堂西南にある桁行5間以上の南北棟である。梁行2間の身舎の西側に廂がつく。柱間はすべて2.7m弱（9尺）である。棟方向が北で東へわずかに振れており、柱掘形中に瓦・土器小片が含まれている。

S B 11747 桁行3間・梁行2間の小規模な東西棟である。柱間は2.1m強（7尺）。柱掘形中に瓦を多く含む。棟の方位が東で南へ振れている。

S B 11797 2間×1間の東西棟で桁行6尺（1.8m）等間、梁行8尺（2.4m）。

S B 11348 第153次調査で2間分検出していたが、今回更に1間分を検出し3間×2間の南北棟になった。柱間は桁行・梁行とも7尺（2.1m）等間。

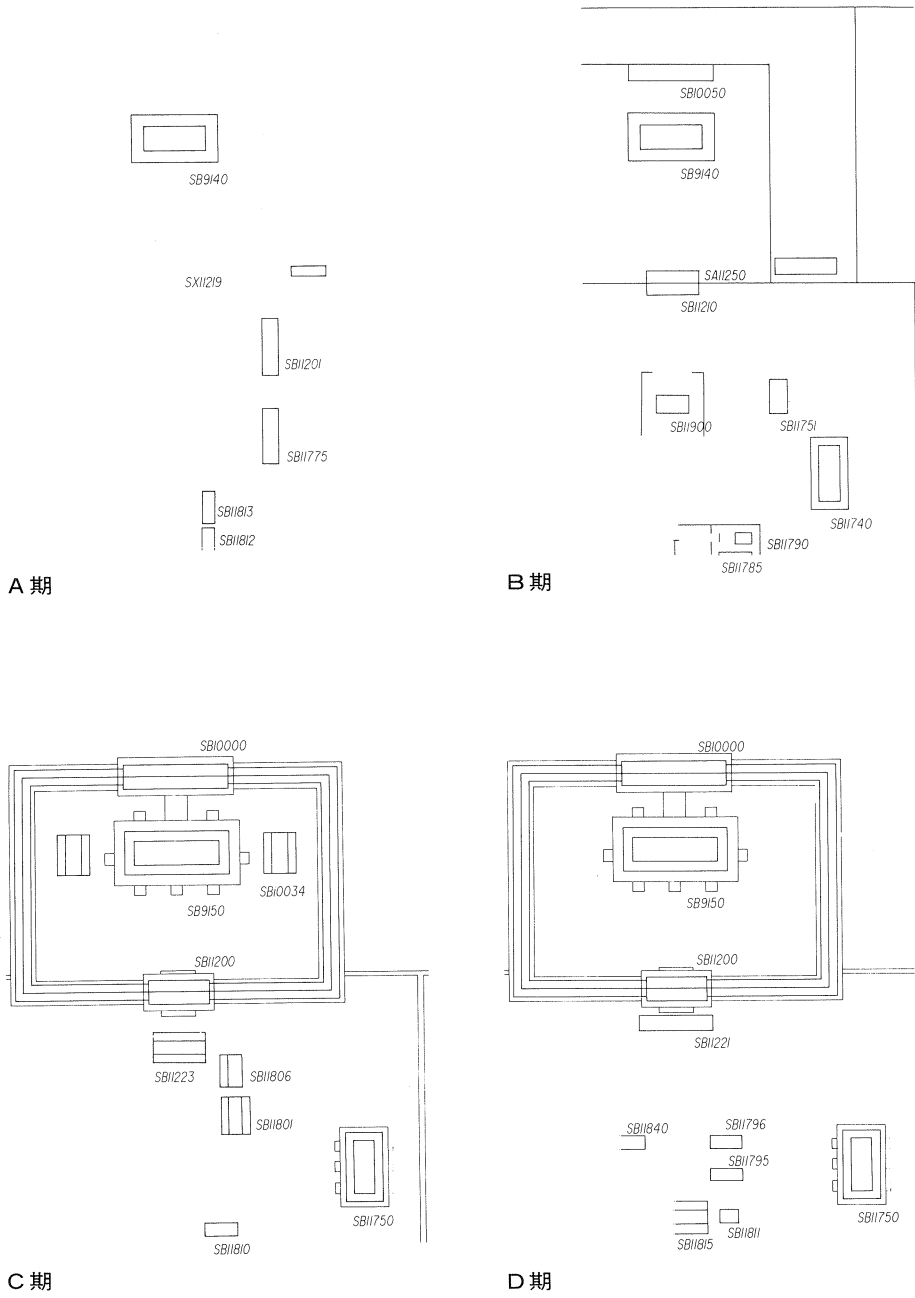
S A 11771 S B 11745の目隠塀で柱間9尺（2.7m）等間。

S K 11794 黒灰色の粘質土を埋土とし瓦片・灰釉陶器片等が出土した。

5期に区分した遺構の概要を述べたが、この他にも旗列と思われるもの（S A 11779・S A 11798）や旗をたてたと思われる複数の柱穴、井戸（S E 11743）の館と思われる建物（S B 11744）等、所属時期の定かでない遺構がある。

**遺構配置の変遷** 今回の第161・163次の調査では、既に第152・153次調査で一部を検出していたS B 11201の南延長部及びそれと柱筋を揃え、掘形等も類似するS B 11775が検出され、S B 11775とS B 11751の造営の前後関係が判明したことから、大極殿も含めた主要遺構の配置は第9図のとおりとなる。

重複関係のない遺構があり、出土遺物も少ないため、時期区分を確定することは容易ではないが、建物配置等を考慮して前記のように決定した。従来の見解を変更したところもあり、第二次大極殿・朝堂院地区の変遷についての新しい知見も加わり、また儀式に関する重要な発見もあるので、これまでの記述と重複する部分もあるが、特に時期決定の根拠の要点を記しておく。なお下層遺構とはA・B期（掘立柱建物ばかりの時期）、上層遺構とはC・D期（礎石建物と仮設的掘立柱建物とが併存する時期）をさす。



第9図 第二次大極殿院・朝堂院地区変遷図

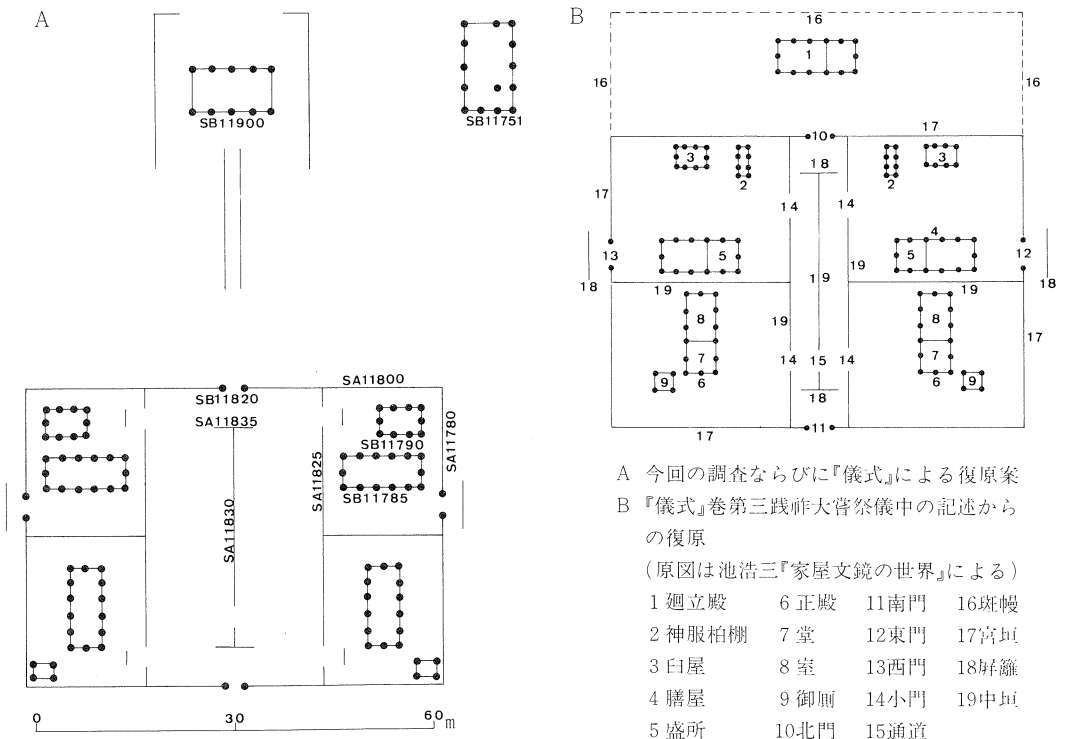
- ① S A 11800は S A 11250から300尺（1尺 = 29.6 cm）の距離にあり、S B 11900は S A 11250から150尺の位置に存在するので、S B 11900及び大嘗宮遺構が、下層掘立柱建物と同時期と考えられる。S B 11750もこれと同時期となる。
- ② S B 11751は S B 11900と南側柱列をそろえており、また S B 11751の西側柱列が下層遺構の中軸線（E 0.6）から120尺の位置にあることから、S B 11751は①に記した下層遺構と同時期と考えられる。
- ③ S B 11201と S B 11775は東西両側柱筋をそろえ、足場穴を伴うこと、柱掘形の埋土の状況が類似することから同時期と考えられる。
- ④ S B 11751と S B 11775は柱掘形が2カ所で切りあっており、S B 11775が古いことが明らかである。従って S B 11201・S B 11775は①②の下層遺構より古い時期の造営となる。ただし大極殿下層の S B 9140・S B 11210・S B 10050との前後関係があるのか、併存するののかについては確言できない。
- ⑤ 既発掘ずみの S B 10034については、今日新たな知見をえたわけではないが、この柱掘形が大極殿 S B 9150周辺の礎敷を除去して検出されていることから上層遺構造営後まもなく造営された可能性が大きい。なお因みに、朝賀の幢柱と推定された S X 11252～11258の7カ所の掘立柱穴（柱痕跡3個を1つの横長の掘形内に置く）についても、奈良時代後半か平城上皇の時期に属すとされるが、第152次調査で検出したものは最終段階に使用された幢柱と考え、初めて立てられたのはそれ以前に遡ると考えることも可能である。

A期については、更に細分できる余地がある点についてはすでに述べた通りであるが、S B 11775・S B 11201は足場穴をもち、柱径も太く恒常的な建物と見られるのに対し、それら以外の建物は儀式等の祭事に使用された仮設建物と考えられる。後述するB期を除き祭儀の内容については特定できないが、少なくとも元旦の朝賀などの平常の年中行事として行われる儀式に使用されたものではなく、即位等の特別な儀式に際して造営されたものと思われる。

B期の遺構配置は、『儀式』から復原できる大嘗宮・廻立殿の配置ならびに規模に相似し、大嘗祭に際して臨時に設けられたものと言えよう（第10図参照）。

今回は大嘗宮悠紀院の北の一部を検出したことになり、S A 11780・S A 11800は大嘗宮の東と北を限る宮垣に、S B 11820は北門に、S A 11835は屏垣に、S A 11830は悠紀院と主基院を区画する中籬に、S A 11825は悠紀院西側中垣に、S B 11810は小門に、S B 11785は膳屋に、S B 11790は白屋にそれぞれ相当する。なお、『儀式』には白屋近辺に神服柏棚があったとされるが、今回の調査ではこの痕跡については検出していない。また小門S B 11810の東正面には一条の屏垣S A 11827を検出したが、『儀式』にはこれに対する記載はない。

廻立殿は『儀式』では5間×2間の東西棟で柱間8尺等間に復原できる。今回検出した東西棟S B 11900は4間×1間で桁行10尺等間・梁行22尺で文献記載と異なる。『儀式』では黒木造とするが、S B 11900は柱掘形も大きく柱径も太い。また、『北山抄』では廻立殿を大嘗宮の北3丈ばかりとするのに、S B 11900はずっと北へ離れる。しかしS B 11900は下層閣門と大嘗宮の北宮垣との距離の中



第10図 大嘗宮・廻立殿配置復原図



央に位置し、ほぼ下層朝堂院の東西2等分線上の位置にあたること、S B 11900の東・北・西に幔を張ったと目される柱列（S A 11860・S A 11850・S A 11870）があること等からS B 11900を廻立殿と考えた。

S B 11900の東にある南北棟S B 11751は、『儀式』には記載のない建物であるが、『北山抄』には廻立殿の東2丈ほどに片廂の御釜殿を造る記事があり、S B 11751はかなり東へ離れているがS B 11900と同時期と考えられるので、御釜殿としての機能を持つ建物として考えておきたい。

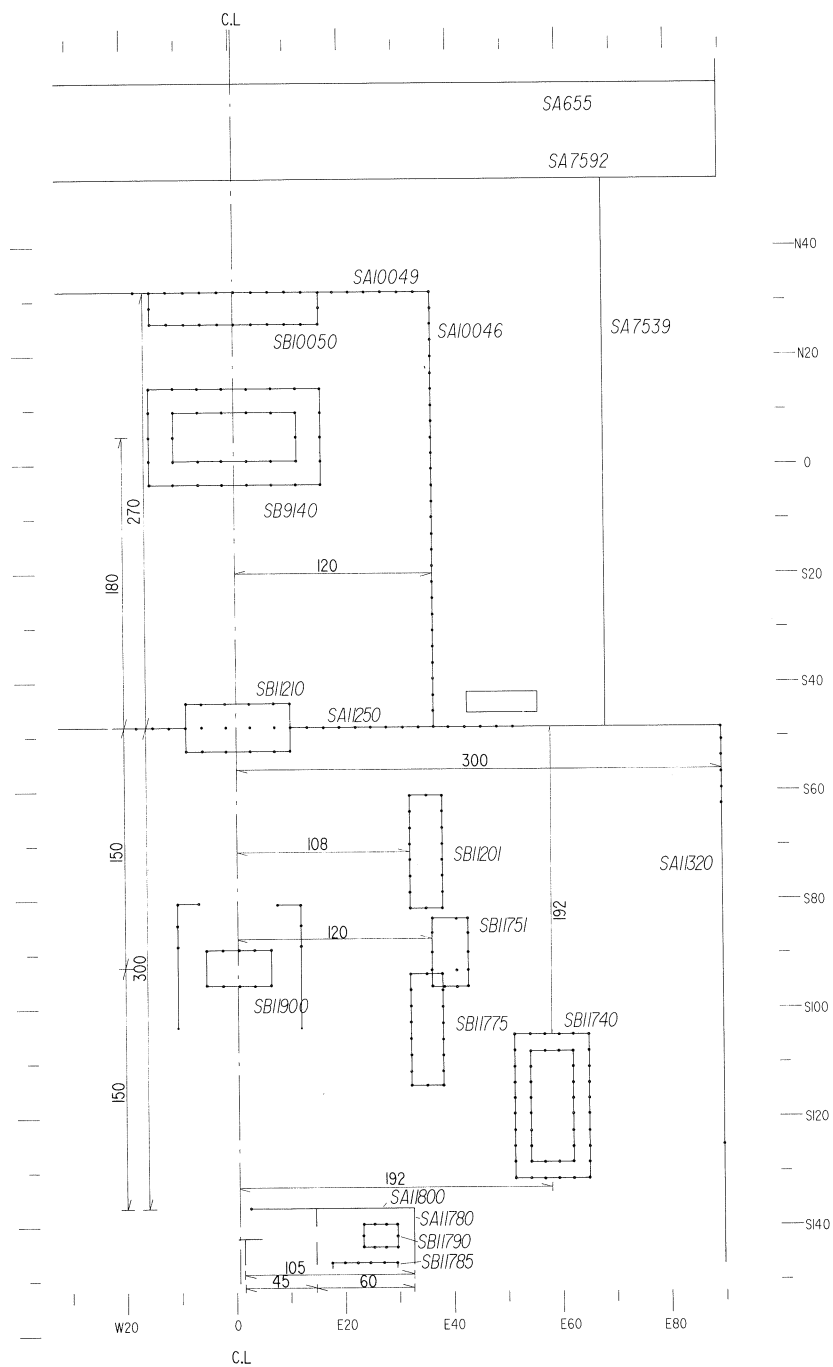
B期の遺構配置は極めて規格性に富む配置計画に基づいている。造営の基準尺は1尺=29.6cmであって、各部の寸法は第11図に示すとおりである。B期の朝堂院下層の区画を、現在盛土整備してある区画から考えると、この区画の南北長は960尺（大尺で800尺）となる。これを5等分したところがS B 11740の北廂柱列の位置に相当することになる。しかもこの区画の中軸からS B 11740の棟通りまでも192尺（大尺で160尺）で、960尺の $\frac{1}{5}$ に相当している。

なおA期のS B 11201・S B 11775はやや規格性に乏しいものの、中軸から西側柱筋まではほぼ108尺（大尺90尺）である。

大嘗宮の区画は、北端の一部を検出したのみであるが、中軸が下層区画の中軸より1m近く東へずれている。仮にS A 11830が中軸であるならば、大嘗宮の東半部を45尺と60尺にわけることとなる。従って東西長全長は210尺となり、『儀式』等に見える平安時代の寸法（214尺）とはわずかに異なる。今後の発掘によって確実な東西長・南北長が判明すれば、大嘗宮の区画の計画性、平安時代の大嘗宮区画の寸法との関係などについても明らかとなろう。

C・D期については、計画寸法の規格性が下層程明瞭でなくなる。朝堂の区画は下層を踏襲するため、東西600尺と不変である。東第一堂S B 11750の身舎南妻棟通り柱は、第二次大極殿回廊の棟通りから南へ250尺（1尺=29.7cm）、大極殿院南北中軸線から東へ225尺（同）の位置にある。

閤門前庭部の建物は、仮設的であるためか、規格性は乏しいが、いくつかの遺構についてはやはり規格性が認められる。即ち、S B 11223とS B 11796・1184



第11図 第二次朝堂院地区下層遺構配置図

0の棟通りの間隔は120尺、S B 11796とS B 11840の相対する妻の間隔は80尺、S B 11796とS B 11795の棟通りの間隔は40尺となっている。

### 3 遺物

第161・163次の調査を通じ、遺物は散在的な出土状況を示し、瓦・土器片が若干量出土したにすぎない。瓦については言えば瓦葺と考えられる東第一堂周辺でも極めて少量しか出土せず、水田開墾時に礫等とともに投棄されたと考えられる。出土した軒瓦は、軒丸瓦6225型式15点、6113型式2点、6311型式2点、軒平瓦6663型式7点、6691型式2点、鬼瓦1点である。鬼瓦は平城宮6型式Aで、瓦編年のIV期（天平宝字元年～神護景雲年間）に属すと考えられる。

### 4 まとめ

第161・163次調査では、第二次朝堂院東第一堂の規模とその下層建物の存在、及び朝庭中央部の儀式関係遺構を検出したことが、特記すべき成果であった。

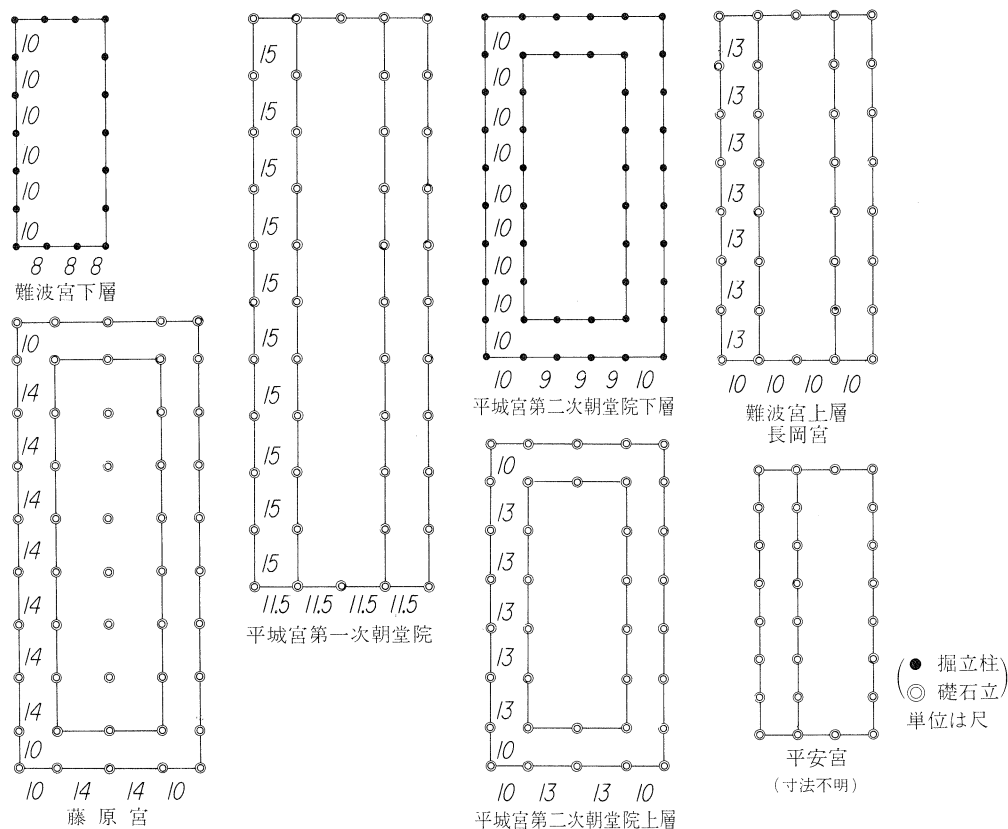
東第一堂S B 11750は、調査前までは切妻造と想定していたが、四面廂付建物であることが明らかとなったため、入母屋造か寄棟造となる。梁行総長46尺は、第二次朝堂院東朝集殿（第48次調査）、第一次朝堂院東第一・二堂の梁行総長と同じである。おそらく、第二堂以下の各堂も同じ梁行総長でそろえていたものと思われる。藤原宮のごとく第一堂のみに特徴をもたせるとするならば、第二堂以下を切妻造にし、基壇高を低くする等の変化をつけていたことも想定されるが、これは今後の調査をまたねばならない。

下層のS B 11740は、身舎桁行7間・梁行3間に四面廂のつく内裏正殿に近い大規模な建物で、屋根は入母屋造か寄棟造である。他の諸宮の朝堂院第一堂と比較した場合、その平面が独特である。なお難波宮下層の第一堂は四面に廂はないものの、身舎梁行が三間であることは注目される。またS B 11740は大極殿下層の掘立柱建物S B 9140と比較しても、柱間寸法は小さいが、桁行柱間では2間、身舎梁行では1間多く、S B 11740の特異な性格を示唆している。

今後朝堂院第二堂以南の調査が進展して、第二堂及びその下層建物の存否や規模・配置が明らかになると、他の諸宮との比較も可能となろう。

朝庭においては、少くとも3時期（B～D）にわたる儀式の跡を検出した。遺構の密度重複が少ない事から判断すれば、各期の遺構は年中行事としての節会等の儀式に際して造営されたのではなく、即位関連儀式等の特別な儀式に際して造営されたものであると言えよう。また各時期とも遺構配置を異にし、それぞれ儀式内容が異ったと考えられるが、B期の大嘗祭を除きその他の時期の儀式内容は特定できない。これについては大極殿前庭において検出した儀式関連遺構や今後の朝庭の調査で検出が予想される遺構等を、総合的に検討することによって明らかにしなければならない課題である。

ところで儀式内容が唯一特定できたB期の大嘗祭については一体どの天皇の即位に比定できるであろうか。この問題については、今後行う大嘗宮南の部分の調査や未調査の第一次朝堂院朝庭中央部分の今後の調査成果をふまえた上で結論を



第12図 朝堂院第一堂の規模比較図

出すべきであるが、一応、今回の調査結果と従前の大極殿院、朝堂院の調査成果ならびに文献研究成果等から、この問題について考えておきたい。

文献上からは重祚を含め奈良時代に即位した7代の天皇のうち、大嘗祭を行った場所が明記されているのは、孝謙天皇（南の薬園の新宮）、淳仁天皇（乾政官院）、光仁天皇・桓武天皇（太政官院）4代の天皇であり、「乾政官院」あるいは「太政官院」が朝堂院でないという前提の上では、この4代の天皇は除外して考えることができよう。従って大嘗の場が明記されていない3代の天皇（元正・聖武・称徳）の可能性が強くなる。

次に遺構配置からみると、既に述べたように大嘗宮はB期に属し、C期即ち第二次大極殿・朝堂院造営に先行する。第二次大極殿・朝堂院の造営は『平城宮発掘調査報告 XI』では、一応恭仁京から遷都した後と考えているが、恭仁京遷都以前から造営が進められていた可能性がないわけではない。いずれにせよ、天平神護元（765）年に大嘗祭を行った称徳天皇がB期の大嘗宮を使用したことはありえない。

出土遺物からみると、廻立殿S B 11900の柱抜取穴から、上層（C期）の大極殿・築地回廊所用軒丸瓦である6225 Aが出土した。大嘗宮の施設は短時日の内にとりこわされるものであって、その建物の柱抜取穴から次の時期に多用される瓦が出土したということは、今回検出の大嘗宮遺構が、C期に近い時期に営まれたことを意味する。従って、この大嘗宮をC期からより時間差の大きい元正天皇のものとするよりは、聖武天皇と考えるのが妥当であろう。

このように考えると、軒丸瓦6225 A型式は、聖武天皇即位の神亀元（724）年の前後に既に製作されていたことになる。6225型式の瓦の年代観はⅡ期（養老5年～天平17年）に位置づけられていたが（『基準資料 Ⅱ』解説）、『平城宮発掘調査報告 XI』ではⅢ期（天平17年～天平勝宝年間）に変更された。上述の立論からすれば、6225 A型式はⅡ期に位置づけるのが妥当なように思われる。もっとも、今回の発掘成果のみからこの結論を出すことは尚早であり、今後十分な検討が必要であろう。

大嘗祭の行事 「儀式」「延喜式」に拠る

(1) 悠紀・主基両斎国の卜定（4月）・斎田斎場（稲実殿地）の造営、斎田経営。

(2) 抜穂使の派遣と抜穂の行事（9月）。抜穂に先立ち大袂、抜穂の後祭典。御稲上京。

(3) 北野斎場での行事（10～11月）。北野斎場の卜定。外院・内院・神服院の造営。白酒・黒酒の謹製。御贄（紀伊・淡路・阿波）の調備。神服の奉織（三河）。

(4) 小忌院の造営。斎戒・御禊（10月下旬）。

(5) 大嘗宮造営行事（祭日7日前着工…両斎国担当）。 斎

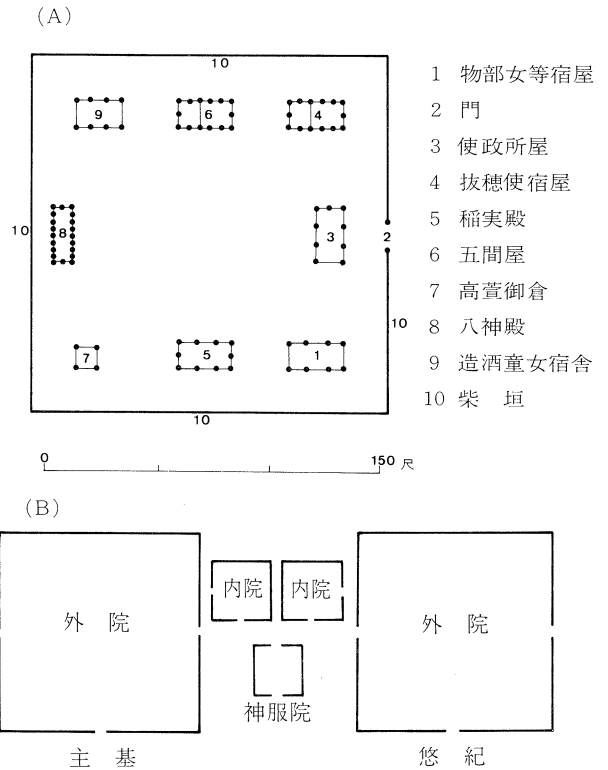
場の卜定と造営資材を採取する山野の卜定（8月）。資材運搬（祭祀10日前）。地鎮（祭祀7日前）。造営工事着工、5日間で竣工。廻立殿の造営（木工寮担当）。

(6) 北野斎場から大嘗宮へ供神物供納（11月卯日当朝）。御飯・神撰の調備。

(7) 御湯殿の儀（廻立殿）。悠紀・主基正殿の儀（卯日夜～翌暁）。

(8) 大嘗宮斎殿の鎮祭（辰日朝）、のち大嘗宮の壊却。

(9) 辰・巳・午日の節会。



第13図 斎田斎場建物配置図 (A) 北野斎場配置図 (B)

## 大嘗祭関係史料抄

### 1 儀式 卷第三 踐祚大嘗祭儀中

祭に先んずること十余日、おのおの大嘗宮の料の雑材並びに萱を、朝堂第二殿の前に運び置く。祭に先んずること七日、大嘗宮の齋殿の地を鎮む。……その宮地は東西廿一丈四尺・南北十五丈、これを中分して東を悠紀院とし、西を主基院とす。その宮垣の正南に一門を開く（高さ広さ各一丈二尺）。内に屏籬を樹つ（長さ二丈）。正東の少し北に一門を開く。外に屏籬を樹つ（長さ二丈五尺）。正北にまた一門を開く。内に屏籬を樹つ。正西の少し北に一門を開く。外に屏籬を樹つ。南北の両門の間に縦に中籬あり（長さ十丈）。その南端に道を通す（道の南の籬長さ一丈。道の北の籬長さ九丈）。中籬以東一丈五許尺に悠紀の中垣あり。その南北両端に各小門を開く（南北の宮垣と相去ること各三丈）。その南北の門の間に中垣あり。その南に縦に五間の正殿一字（長さ四丈、広さ一丈六尺）。正殿東南に横に御廁一字（長さ一丈、広さ八尺）。中垣の北六許尺に横に五間の膳屋一字（その制正殿に同じ）。西二間を盛所となす。北垣の南六許尺に横に三間の白屋一字（長一丈六尺、広さ一丈、盛殿の東の頭と相対す）。その西に縦に神服柏棚（左右各四柱あり。長さ一丈五尺、広さ五尺、高さ四尺）。主基院の制、皆悠紀に准ず。……木工寮、大嘗院以北に横に五間の廻立殿を造る。

### 2 北山抄卷第五 大嘗会事

祭に先んずること七日、両国龍尾道の前に大嘗宮を造る（東は悠紀、西は主基。先んずること十余日、雑材等を第二殿前に運び置く。殿地を鎮祭す。畢りなば諸工一時に起ち、その宮五日の内に造り畢る）。その北三許丈に木工寮廻立殿を造る。（卯・酉を妻となし、東南に戸あり）。東に去ること二許丈、片庇を造り、御釜殿となす。

### 3 続日本紀

- a 元正天皇 靈龜2（716）年11月辛卯 大嘗す。
- b 聖武天皇 神龜元（724）年11月己卯 大嘗す。備前国を由機とし、播磨国を須機とす。従五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂、従六位上石上朝臣諸男、従七位上榎井朝臣大嶋等、内物部を率い、神楯を齋宮の南北二門に立つ。
- c 孝謙天皇 天平勝宝元（749）年11月乙卯 南の薬園の新宮にて大嘗す。
- d 淳仁天皇 天平宝字2（758）年11月辛卯 乾政官院に御して大嘗の事を行う。
- e 称徳天皇 天平神護元（765）年11月癸酉 廢帝既に淡路に遷り、天皇重ねて万機に臨む。ここにおいて、更に大嘗の事を行う。美濃国を以って由機とし、越前国を須伎とす。庚辰 詔して曰、…又詔して曰く、今勅りたまわく、今日は大新嘗の直会の豊の明り聞こしめす日に在り。然るにこのたびの常より別に在る故は、朕は仏の御弟子として菩薩の戒を受け賜いて在り。これによりて上つ方は三宝に供え奉り、次には天社・国社の神等をもいやびまつり、……と宣りたまう。
- f 光仁天皇 宝龜2（771）年11月癸卯 太政官院に御して大嘗の事を行う。参河国を由機とし、因幡国を須岐とす。
- g 桓武天皇 天応元（781）年11月丁卯 太政官院に御して大嘗の事を行う。

## 5 北面大垣の調査 (1) 第156－3次

住宅改築に伴う事前調査である。当該地は平城宮北面大垣が通ると推定される位置にある。調査区は東西二区に分け、東区が13m×3m、西区が5m×3mの2本の南北トレンチを設定した。このうち西区については顕著な遺跡・遺物は検出されず、現地表下25～40cmで地山を確認したにとどまった。一方、東区では溝1条、土壙7基等を確認したものの、北面大垣の関連遺構は検出できなかった。トレンチ北端部は地表下約10～20cm、南半で約50cmで黄褐色砂質土の地山にいたるが、その間に幅約5mの東西溝を検出した。またそれと重複して大小の土壙があるが、土壙群は近世以降のものである。東西溝は最深70cmあるが、底からやはり近世の陶器・瓦が若干出土したのみで、古代に遡る可能性は少ないであろう。

### (2) 第156－31次

平城宮跡北西隅近くに位置する御前池南岸の市道拡幅工事に伴う事前調査で、計3カ所、延面積約77㎡の調査区を設けて調査を行った。第101次調査では、この市道の南にある佐紀池の池底で自然の谷地形を利用して造成したと考えられる奈良時代の園池S G 8500の東西両岸を検出しており、本調査はこの汀線の延長部分を明らかにすることを目的としていた。

調査区が部分的であったため、S G 8500の汀線の延長を明らかにすることはできなかったが、東端と西端の両調査区では現御前池の中心部に向って急勾配で傾斜していく黄灰色・青灰色砂質土の地山面を検出し、谷地形がさらに北側へのびていることが判明した。おそらくS G 8500は、第101次調査で得た池幅よりもさらに狭くなり、北側へのびていたのであろう。それにしても今回の調査区の北約70mの位置には平城宮北面大垣が想定され、今後の調査によって、S G 8500北側汀線の位置の確定、およびこの谷地形と大垣との関係等が明らかにされることを期待したい。